

(仮称)

# いわき水みらいビジョン 2031

(案)

## 【省略版】

### 〈ポイント〉

本ビジョンは、現行の経営計画である「新・いわき市水道事業経営プラン 中期経営計画」が今年度で終期を迎えることから、これまでの進捗状況や成果を踏まえつつ、最適で災害に強い水道システムを構築するとともに、安全でおいしい水道水を安定的に供給できる体制と経営基盤を確立し、市民生活と地域経済を支えるライフラインとしての水道システムをより健全な姿で次世代に引き継いでいくことを目指して、令和4年度から令和13年度までの水道事業経営の総合的な計画として策定するものです。

本ビジョンでは、これまでの基本理念「未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～」を継承することとし、国が「新水道ビジョン」に示す「安全」「強靱」「持続」の観点で、新たに目指すべき将来像を明確化しており、さらに、将来像の実現を着実に進めるため、施策の方向性を定めるとともに、基本方針を示し具体的な事業を展開しています。

事業としては、現在、策定作業を進めている「水道施設総合整備計画」の内容を取り込んでおり、増大する更新需要への適切な対応と令和元年東日本台風などの経験を踏まえ、これまで地震災害を中心に実施してきた災害対策を抜本的に見直すことにより、将来の水需要を踏まえた効率的で災害に強い水道システムへの再構築を目指すものとなっています。

### 〈留意点〉

ビジョン中に表記している事業の年次計画・スケジュール、事業費、見通し、目標値及び見込み値等については、現時点における予定を示すものであり、ビジョンの策定過程において変更になる場合があります。

# (仮称) いわき水みらいビジョン 2031 (案)

## 目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1-1. 目的(策定の趣旨)	1
1-2. 位置付けと期間	2
第2章 基本理念と観点	3
2-1. 基本理念	3
2-2. 観点『安全』・『強靱』・『持続』	3
第3章 水道事業の概況	4
3-3. 水道施設の概要	4
3-4. 給水人口と水需要	5
第4章 現状と課題	6
4-1. 「安全」の現状と課題	6
4-2. 「強靱」の現状と課題	6
4-3. 「持続」の現状と課題	9
第5章 将来の事業環境(長期的な見通し)	10
第6章 将来像と方向性	10
6-1. 目指すべき将来像	10
6-2. 「安全」「強靱」「持続」の方向性	12
6-3. 基本方針	13
第7章 取り組む施策と事業	14
7-1. 施策展開の視点と施策の柱	14
7-2. 施策体系図	16
7-3. 施策と事業	18
第8章 財政収支の見通し	34
8-1. 財政収支見通しの推計方法	34
8-2. 財政収支計画	34
第9章 事後検証・フォローアップ	36
9-1. 重要業務指標(KPI)	36
9-2. 経営状況の見える化(経営指標の予測)	37
9-3. 将来像の実現に向けて	38

# 第1章 計画の目的と位置付け

## 1-1. 目的（策定の趣旨）

本市では、平成29年1月に「新・いわき市水道事業経営プラン」（平成29年度～平成38年度）（以下「前経営プラン」という。）を策定し、最重要事業である「老朽管更新事業」をはじめとした各種事業に取り組んできました。

この間、水道事業を取り巻く経営環境は、これまでの人口減少等に伴う水需要の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による水需要の減少といった課題にも直面しています。また、更新需要の増大に加え、近年、激甚化・頻発化する自然災害への備えについてもその重要性が増しており、大規模災害の経験を踏まえた水道システムの強靱化が求められていることから、今後はこれまで以上に厳しくなっていくものと考えられます。

一方、厚生労働省は平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し、将来を見据えて水道の理想像を掲げ、その具現化のため取り組むべき方策等を示すとともに、水道事業者に対して新水道ビジョンを踏まえた「水道事業ビジョン」の策定を求めています。また、総務省は、地方公共団体に対し、将来にわたって重要なサービスの提供を安定的に継続できるよう「経営戦略」の策定を求めています。さらに、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、平成30年12月に水道法が改正され、水道事業者は「長期的な視点から水道施設の計画的な更新に努めること」などが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、いわきの水道が将来にわたって持続可能なものとなり、必要な水を安定的に供給するため、新たに策定した「水道施設総合整備計画」（令和4年1月策定予定）で示した将来像を実現するための具体的な施策等を盛り込んだ「いわき水みらいビジョン2031」を策定しました。

この新たな「いわき水みらいビジョン2031」（以下「ビジョン」という。）は、前経営プランの成果を踏まえつつ、市民生活や地域経済を支える重要なライフラインとしての水道をより健全な姿で次世代に引き継いでいくため、「安全を確保し、おいしい水道水を供給できる水道」、「災害に強い水道システムを構築し、確実な給水ができる水道」、「供給体制の持続性を確保し、安定的な経営基盤を確立できる水道」を目指すこととしています。

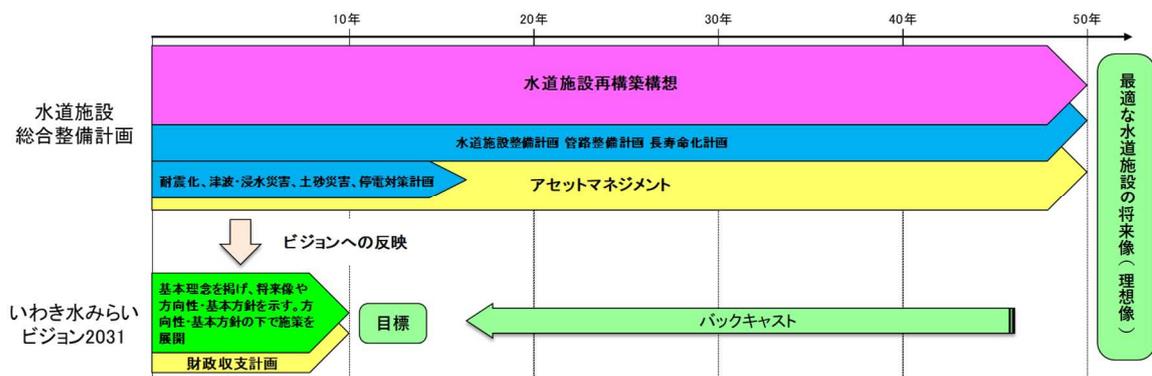


図1 水道施設総合整備計画とビジョンの関係

## 1-2.位置付けと期間

本ビジョンは、水道施設総合整備計画で導き出した将来像を踏まえ、本市水道事業の基本理念と将来像を示すとともに、現状と課題から将来像の実現のため方向性と基本方針を掲げ、令和4年度から令和13年度までの10年間の具体的な施策を展開しており、本市水道事業経営の総合的な計画として位置付けるものです。

また、本ビジョンは、「いわき市まちづくりの基本方針」や「いわき創生総合戦略」と整合を図るとともに、厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」や福島県が策定した「福島県水道ビジョン2020」とも整合を図っており、厚生労働省が水道事業者に対して策定を求める「水道事業ビジョン」と総務省が公営企業を経営する地方公共団体に対して策定を求める「経営戦略」として位置付けるものです。

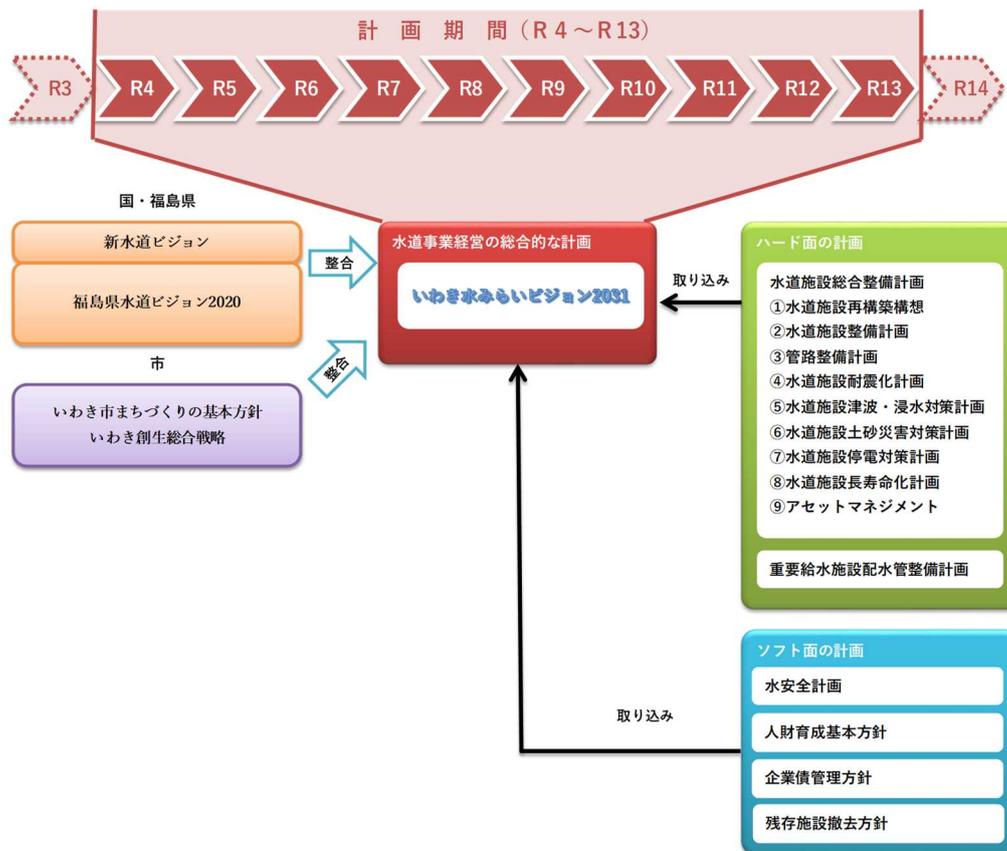


図 2 ビジョンと他計画との関係

## 第2章 基本理念と観点

### 2-1. 基本理念

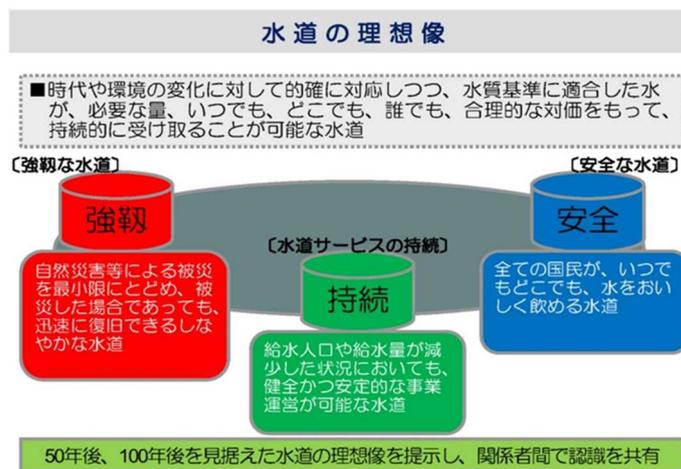
水道事業は、市民生活や地域経済を支える重要なライフラインであることから、地方公共団体が経営し、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共性を意識した事業運営を行い、本市水道事業の目指すべき将来像への歩みを着実に進め、水道事業を次世代に健全な姿で引き継いでいくため、従前からの基本理念である『未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～』を継承します。

【いわき水みらいビジョン 2031】（令和4年度～令和13年度）

**基本理念 「未来に引き継ぐいわきの水道」**  
～ 安全でおいしい水を必要なだけ ～

### 2-2. 観点『安全』・『強靱』・『持続』

水道事業を取り巻くさまざまな課題に適切に対応し、「いわきの水道」を次世代に健全な姿で確実に引き継いでいくため、厚生労働省が新水道ビジョンに示す水道の理想像を実現するために掲げた「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、本市水道事業の課題を整理するとともに、目指すべき将来像の実現に向けた具体的な方向性を示していきます。



出典：【厚生労働省】新水道ビジョン

図3 新水道ビジョンにおける観点

# 第3章 水道事業の概況

## 3-3. 水道施設の概要

水道施設は、水を人の飲用に適する水として供給するための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、水道事業者等の管理に属するものをいいます。また、水道施設のうち、水道の機能を発揮する上で根幹的な役割を果たす取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（配水支管などを除く）を基幹水道施設といいます。

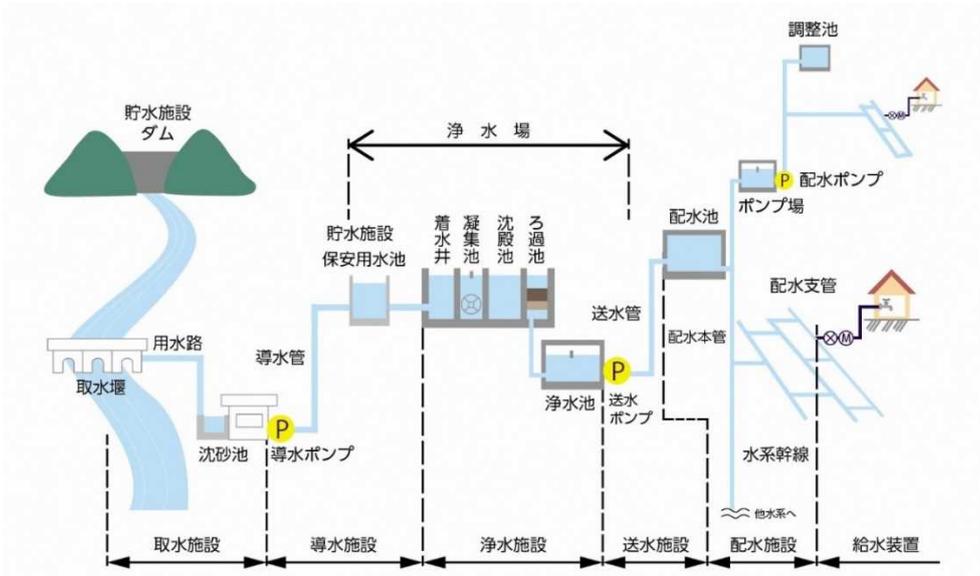


図 4 水道事業の概要

表 1 水道施設の概況

区分		上水道	簡易水道	計		
浄水場		6 施設	5 施設	11 施設		
配水池	基幹配水池	29 施設	7 施設	36 施設		
	その他の配水池	55 施設	3 施設	58 施設		
	配水池計	84 施設	10 施設	94 施設		
ポンプ場	基幹ポンプ場	7 施設		7 施設		
	その他のポンプ場	73 施設	3 施設	76 施設		
	ポンプ場計	80 施設	3 施設	83 施設		
管路延長	導水管	10,765m	807m	11,572m		
	送水管	19,552m	3,373m	22,925m		
	配水管	配水本管	190,752m		190,752m	
		配水支管	φ 200 mm 以上	316,517m	3,533m	320,050m
			φ 200 mm 未満	1,669,011m	61,113m	1,730,124m
	配水管計	2,176,280m	64,646m	2,240,926m		
管路計	2,206,597m	68,826m	2,275,423m			

### 【基幹配水池及び基幹ポンプ場の定義】

区分	定義
基幹 A	・浄水施設又は送水施設から直接流入する配水池及び水系幹線が接続する配水池 ・水系幹線が接続するポンプ場
基幹 B	・配水本管路線が接続する基幹 A 以外の配水池又はポンプ場
基幹 C	・重要給水施設管路線が接続する配水池又はポンプ場

### 【管路の定義】

区分	基幹管路区分	定義
導水管	基幹管路	取水施設から浄水場まで原水を導水する管路
送水管	基幹管路	浄水場から配水池まで浄水を送る管路
配水管	配水本管	配水池等から需要者の給水管の接続する配水支管に浄水を分配する口径 350 mm以上の管路 原則、給水管への分岐はない
	配水支管	配水本管から需要者の給水管に浄水を供給する口径 350 mm未満の管路

#### 【重要給水施設管路】

救急病院、人工透析病院、公共施設及び福祉避難所などの重要給水施設（重要給水施設配水管耐震化計画に位置付けされた施設）に供給するための管路を重要給水施設管路といい基幹管路に区分される。

## 3-4.給水人口と水需要

本市の給水人口は、令和元年度末で329,675人となっており、平成10年のピーク時(346,778人)と比べ17,103人(△4.9%)減少しています。平成25年度に福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者の流入により一時的に増加したものの、減少は今後も続くものと推測されます。

また、人口の減少に伴い水需要も減少が続いています。令和元年度で36,463,449 m<sup>3</sup>となっており、平成6年度の46,232,633 m<sup>3</sup>をピークに減少が続いています。

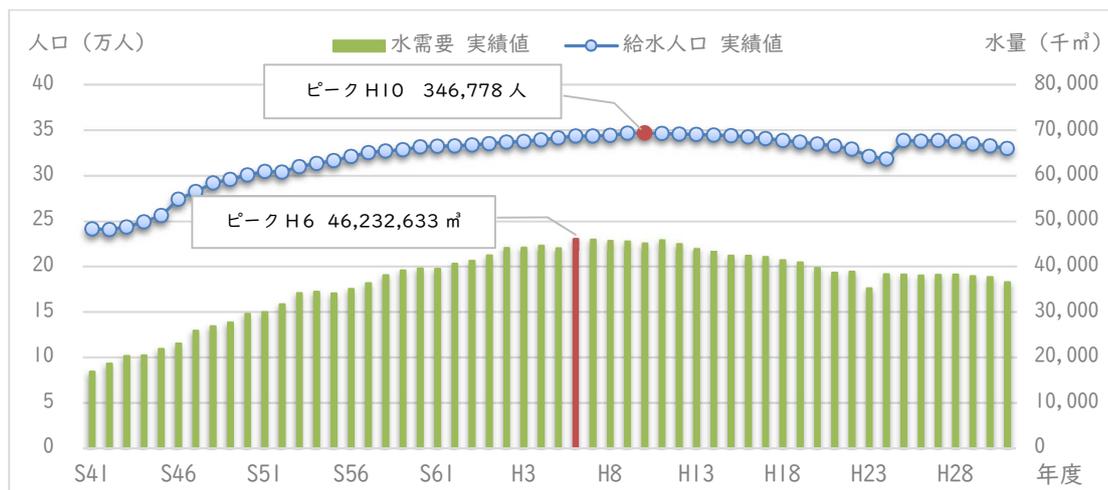


図 5 給水人口と水需要の推移

## 第4章 現状と課題

### 4-1. 「安全」の現状と課題

#### 4-1.1. 安全な水の確保

本市の水道水源は河川表流水への依存度が高くなっています。近年は大規模な取水停止となるような水源水質事故等の事例はないものの、異常気象を起因とする急激な高濁度水の発生や地球温暖化等に伴う河川水等の異臭発生、交通事故等による油の河川流入、さらには、水道水の消毒に使用される塩素と水中の有機物が反応して生成される消毒副生成物など、水道水の安全性の確保に対するリスクが高まっています。

#### 4-1.2. 適正な水質管理

水道水は、水道法及び同法の関係法令で定められる水質基準に適合するものでなければなりません。また、水道事業者は水道法により水質検査の義務が課せられています。

本市では、水質基準以外にも検査項目を加え、水源から蛇口までのきめ細かな水質検査を実施することで、水質管理に万全を期してきました。平成23年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）以降は、放射性物質のモニタリング検査を水質検査の項目に追加し、水質検査体制の強化を図ってきました。

近年では、お客さまの水道水離れが進む中、地球温暖化などの影響による原水水質の悪化が懸念されています。

#### 4-1.3. 給水装置等の適正管理

水道水は、水道局が管理をする配水管からお客さまが維持し管理する給水管などの給水装置をとお客さままで届けられます。そのため、その維持管理のあり方によっては、蛇口における水質に影響を及ぼすことが考えられることから、給水装置の事故や維持管理不備による水質事故が起きないように、さまざまな対策を講じていく必要があります。

### 4-2. 「強靱」の現状と課題

#### 4-2.1. 水道施設の再構築

本市の人口は、近年、震災や原発事故に伴う本市への人口流入等があり一時的に増加したものの、現在の年齢別の人口構成や出生率の状況を踏まえると、減少傾向が継続することが見込まれます。

こうした人口の減少は、水需要の減少につながり、水需要の減少は、料金収入を減少させ財政状況を悪化させるほか、施設の利用効率も悪化するなど、水道事業全体に大きな影響を及ぼすことから、災害時におけるバックアップを考慮しながらも水需要の減少を踏まえた水道システムへの再構築が必要です。

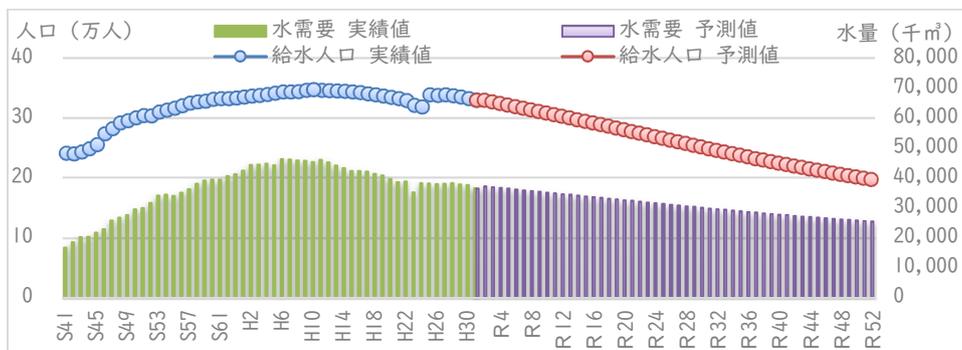


図6 給水人口と水需要の予測

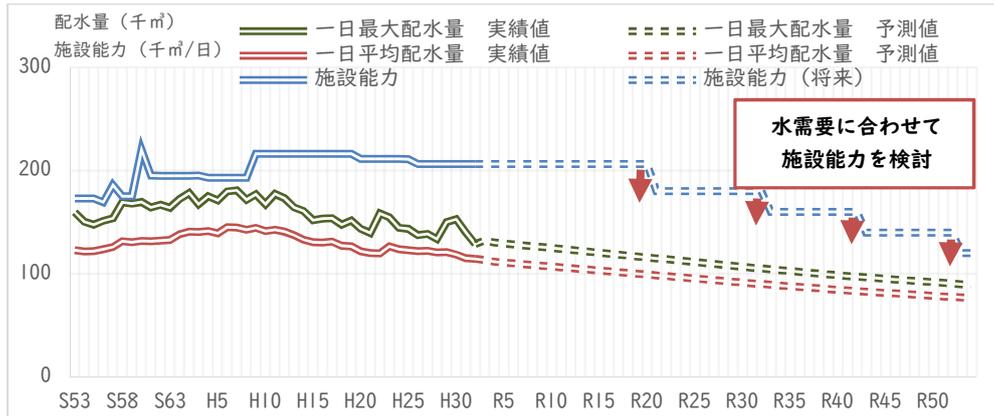


図 7 配水量の予測と施設能力の推移イメージ

#### 4-2.2. 自然災害等への対策

水道事業は、地震、浸水、土砂災害、水質事故、渇水などの自然災害に加え、施設事故や管路事故など、断水につながるさまざまなリスクを抱えています。

近年では、巨大地震の発生リスクの高まりに加え、豪雨など気象の急激な変化による自然災害の頻発化、激甚化によりさまざまな災害への対策の重要性が高まっています。また、施設の老朽化が進むにつれ、事故リスクが高まることが予測されることから、重要度や影響度に応じた計画的な更新も必要となっています。

##### (災害の経験を踏まえた効果的な災害対策)

本市におけるこれまでの災害対策は、阪神淡路大震災等の事例や東日本大震災の経験を踏まえた地震対策を中心としてきましたが、令和元年東日本台風による豪雨災害を受け、浸水対策の必要性が生じています。また、台風等により停電が発生し断水が長期化した事例や、地震や豪雨に伴う土砂災害が発生した事例が全国各地で確認されており、これらの対策についても重要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、水道施設への被害そのものの発生を抑制するための個別対策による施設の強靱化と被害の発生により断水が生じたときの影響を最小化するためのバックアップ機能強化を効果的に実施していくことが、本市の水道システム全体の強靱化において重要となっています。

##### (個別対策による施設の強靱化)

- ① 地震対策（耐震化）
- ② 津波・浸水対策
- ③ 土砂災害対策
- ④ 停電対策
- ⑤ 施設の老朽化に伴う適正更新
  - ・浄水場の再整備
  - ・施設の更新
  - ・管路の更新

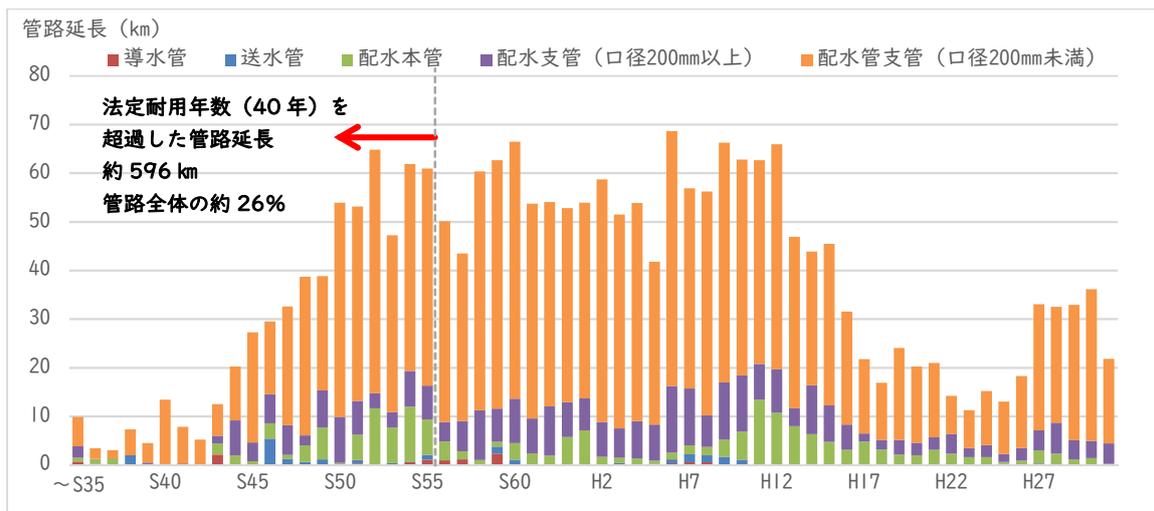


図 8 布設年度別管路延長 (令和 2 年度末現在)

#### (相互融通によるバックアップ機能強化)

さまざまなリスクに対応するためには、個別対策により施設を強靱化していくことが最も有効な手段となります。しかし、どれだけ個別対策による強靱化を図ったとしても、そのリスクを完全に払しょくすることはできません。

そのため、本市の特徴でもある複数の水源を有効に活用し浄水場間で水の相互融通を可能とする連絡管を整備することで、バックアップ機能の強化を図っていく必要があります。



図 9 連絡管によるバックアップ機能強化

#### 4-2.4.水道施設の長寿命化対策

水道施設の老朽化が進行している今日、増大する更新需要に対応するため、予防保全の観点で事故等の発生を予防し長寿命化を図ることにより、更新費用を抑制することが重要となっています。

#### 4-2.5.防災力の向上

災害発生時には、人命の保護を優先するとともに、水道施設が被害を受けた場合には応急給水や応急復旧などの活動が必要となります。災害の影響によって水道の機能 (業務レベル) が一時的に低下した場合でも、事業の継続が可能な状況までの低下に抑えるとともに、回復時間をできる限り短縮させ、早期に水道の機能を回復させる必要があります。そのためには、災害などさまざまな事象に合わせた「事業継続計画」(BCP) の策定などさらなる災害対応体制の強化を図ることが重要です。

## 4-3. 「持続」の現状と課題

### 4-3.1. 専門性の確保と組織力の強化

本市では、組織の効率化による職員数の減少や他部署との人事交流、さらにはベテラン職員の退職等により、これまで培ってきた技術やノウハウの継承が困難になりつつあり、時代の変化や課題に対応できる人材の育成が喫緊の課題となっています。

そのため、令和2年12月に策定した「人財育成基本方針」の下、職員の業務遂行能力の一層の向上はもとより、事業環境の変化や新しい課題にも的確に対応できる人材を計画的に育成していくことなどにより、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう継続的に取り組むことが重要です。

### 4-3.2. 経営基盤の強化

本格的な人口減少社会の到来と更新需要の増大により、これまで以上に経営環境が厳しくなることが見込まれるため、さらなる経営の効率化や経費の削減に努めるとともに、増大する更新需要や大規模かつ難易度の高い事業を限られた人材で着実に進めるため、従来の手法や発想にとらわれることなく業務を見直すことが求められます。

また、長期的な視点に立ち、将来の事業環境を見据えた水道料金制度と企業債の適正管理のあり方についての調査研究を進め、独立採算の原則の基、水道料金収入で賄える経営体制を維持することが必要です。

### 4-3.3. 地球環境への配慮

水道事業は、健全で良好な自然の水循環の恩恵を受けている一方で、事業活動に伴い、資源である水そのものを利用することで水環境に影響を与えているほか、エネルギーの消費や廃棄物の排出等により、地球環境に負荷を与えています。

そのため、水道水源の水質保全にとどまらず、取水から配水過程、オフィス活動までの各段階におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減や、工事の実施過程における建設副産物のリサイクル等の推進など、一事業者として環境に配慮した事業運営に率先して努めていくことが必要です。

### 4-3.4. お客さまとのコミュニケーションの向上

#### 1) 積極的な情報の共有

水道サービスを将来にわたって持続的に提供していくためには、水道事業を取り巻く状況とさまざまな課題やこれらに対する取り組みについて情報を共有し、お客さまのご理解をいただくことが重要です。

#### 2) お客さまニーズの把握

今後もお客さまのニーズを幅広くかつ的確にとらえ、お客さま満足度のさらなる向上に努めることが必要です。

### 4-3.5. 水道サービスの向上と水道基盤の強化

#### 1) 水道サービスの向上

今後とも、お客さまの立場に立ったサービスの向上に継続的に取り組んでいくことが重要です。

#### 2) 広域連携と官民連携による水道基盤の強化

改正水道法において、法律の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に変更され、基盤強化のための手段の一つとして「広域連携の推進」や「官民連携の推進」が盛り込まれたことを踏まえ、よりよい事業運営のあり方などについて、今後も調査・研究していく必要があります。

## 第5章 将来の事業環境（長期的な見通し）

～ 省略 ～

本編資料をご覧ください。

## 第6章 将来像と方向性

### 6-1. 目指すべき将来像

基本理念の下、水道事業を取り巻くさまざまな課題を踏まえた本市の「目指すべき将来像」は次のとおりです。目指すべき将来像は、「水道施設総合整備計画」で導き出した将来像と整合を図るとともに、厚生労働省が新水道ビジョンに示す水道の理想像を実現するために掲げた「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から導き出しています。

#### 将来像1 安全を確保し、おいしい水道水を供給できる水道

（安全の課題）

- 安全な水の確保
- 適正な水質管理
- 給水装置等の適正管理

#### 将来像2 災害に強い水道システムを構築し、確実な給水ができる水道

（強靱の課題）

- 水道施設の再構築
- 自然災害等への対策
- 個別対策と相互融通によるバックアップ機能強化
- 水道施設の長寿命化対策
- 防災力の向上

#### 将来像3 供給体制の持続性を確保し、安定的な経営基盤を確立できる水道

（持続の課題）

- 専門性の確保と組織力の強化
- 経営基盤の強化
- 地球環境への配慮
- お客さまとのコミュニケーションの向上
- 水道サービスの向上と水道基盤の強化

平浄水場、上野原浄水場、泉浄水場、山玉浄水場及び法田ポンプ場の  
 5つの浄水場を存続させ、中央に位置する泉浄水場を最大限活用することにより、  
 平常時はもとより、災害時などの非常時においても  
 安全でおいしい水道水を安定的に供給できる水道施設（体制）を構築し、  
 3つの将来像を実現します。

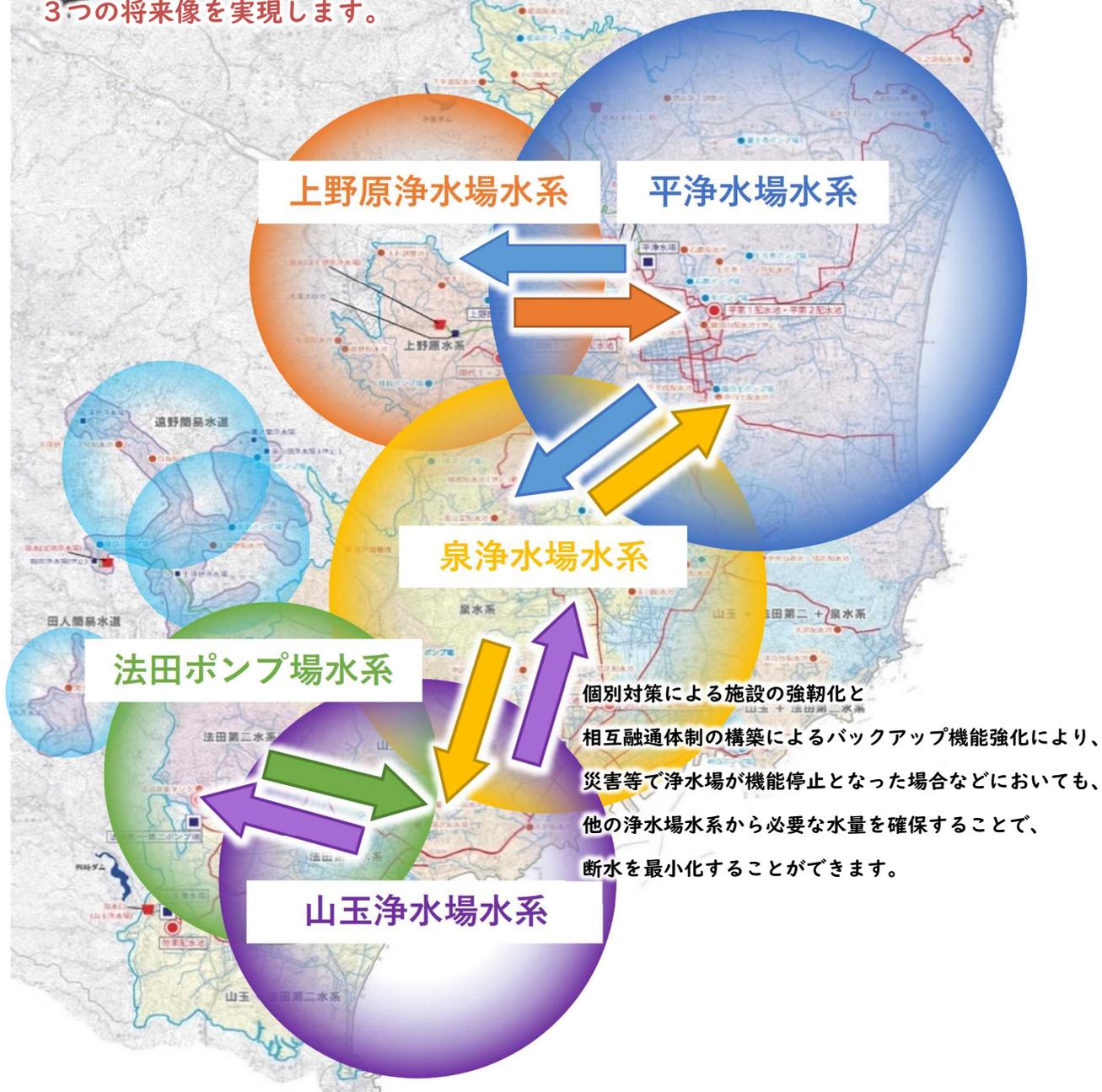
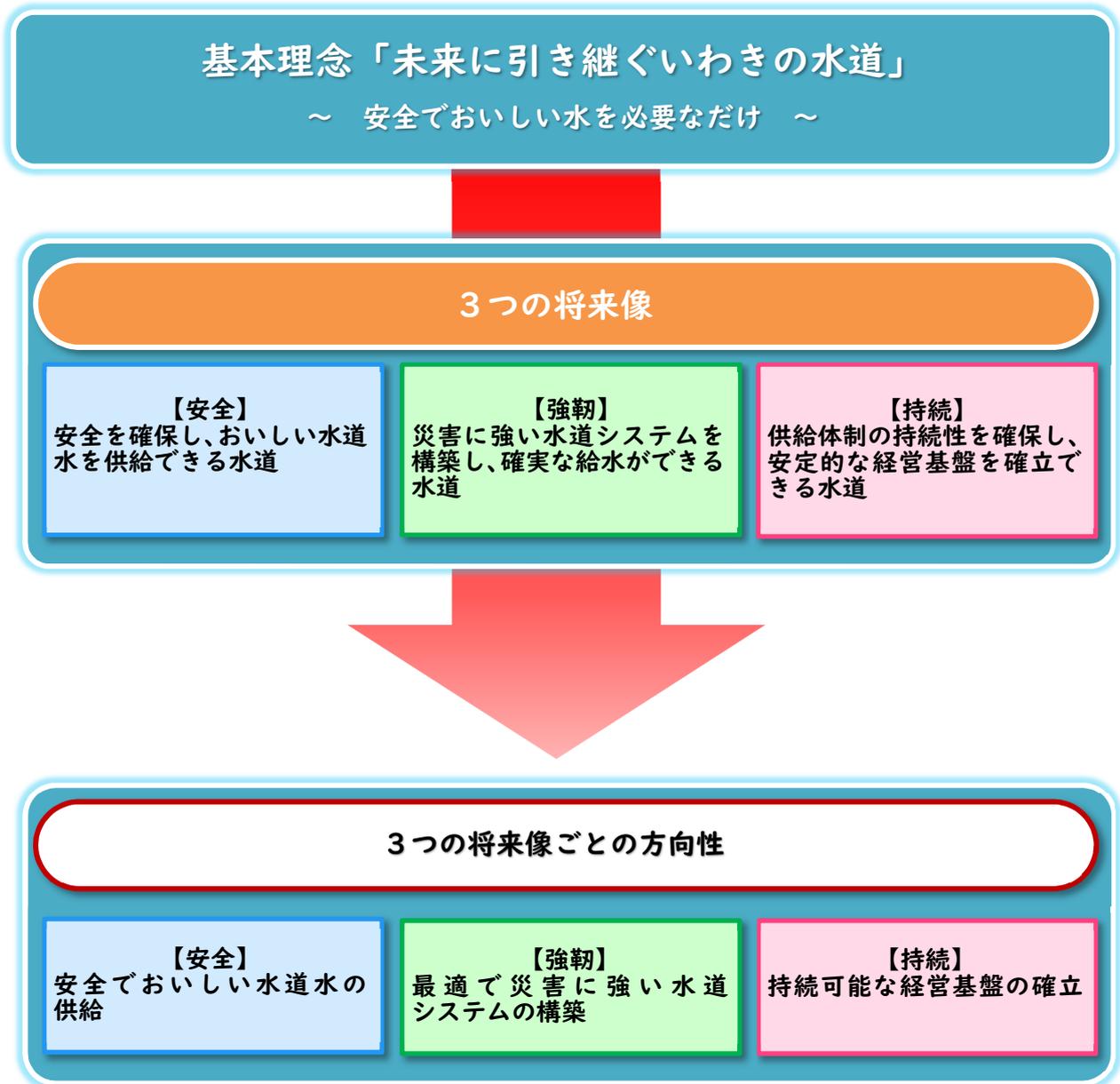


図 10 水道施設の将来像イメージ

## 6-2. 「安全」「強靱」「持続」の方向性

さまざまな課題に適切に対応し、目指すべき将来像の実現に向けた歩みを着実に進めるため施策の方向性を定め、具体的な施策を展開していきます。



### 6-3.基本方針

「未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～」を基本理念に掲げ、目指すべき将来像の実現に向けた施策の方向性「安全でおいしい水道水の供給」、「最適で災害に強い水道システムの構築」及び「持続可能な経営基盤の確立」ごとに基本方針を示し、基本方針の下、具体的な施策を展開することで、計画的かつ効果的に事業を推進していきます。

#### 安全の方向性 安全でおいしい水道水の供給

##### 【基本方針】

水源から蛇口までの統合的な安全対策の推進により、安心して飲める水道を目指す

#### 強靱の方向性 最適で災害に強い水道システムの構築

##### 【基本方針】

災害経験や将来の水需要を踏まえた、効率的で災害に強い水道システムを目指す

#### 持続の方向性 持続可能な経営基盤の確立

##### 【基本方針】

本格的な人口減少社会にあっても、健全で安定的な事業運営を目指す

# 第7章 取り組む施策と事業

## 7-1. 施策展開の視点と施策の柱

### 7-1.1. 施策展開の視点

人口減少等に伴う水需要の減少や更新需要の増大に加え、自然災害への対応など水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、水道事業のさまざまな課題に的確に対応し、基本理念である『未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～』を踏まえた目指すべき『いわきの水道』の将来像を実現するためには、限られた水道行政資源（「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」）を有効に活用し、計画的に施策に取り組んでいく必要があります。

このことから、「安全」、「強靱」、「持続」の基本方針の下、12の施策の柱を設定し、柱ごとに体系的な視点でさまざまな施策や事業を展開していきます。

また、目指すべき将来像の実現に向けて特に重要な事業として、水道施設総合整備計画に関連する9つの事業を「主要事業」に位置付け、重点的に進めることで持続可能な水道事業の確立を目指します。

#### 〈施策展開のポイント〉

本ビジョンは、水道施設総合整備計画を踏まえ、目指すべき将来像を明確化するとともに、増大する更新需要への適切な対応と令和元年東日本台風の経験を踏まえこれまで地震災害を中心に行われてきた災害対策を抜本的に見直すことにより、将来の水需要を踏まえた効率的で災害に強い水道システムへの再構築を目指すこととしています。

装置産業といわれる水道事業においては、「安全」、「強靱」、「持続」の観点で整理するさまざまな事業のうち、ハード面の事業が多く分類される「強靱」が施策展開の中心となり、とりわけ、水道施設総合整備計画で整理される事業が持続可能な水道事業の実現に向けて特に重要な事業となります。

#### 〈主要事業〉

##### 柱2.1 水需要を踏まえた施設再編による水道システムの最適化、安定化

No.14 浄水場再整備事業、No.20 水道施設更新事業

##### 柱2.2 個別対策と相互融通体制の構築による水道システムの強靱化

No.22 水道施設耐震化事業、No.24 水道施設津波・浸水対策事業、No.26 水道施設土砂災害対策事業

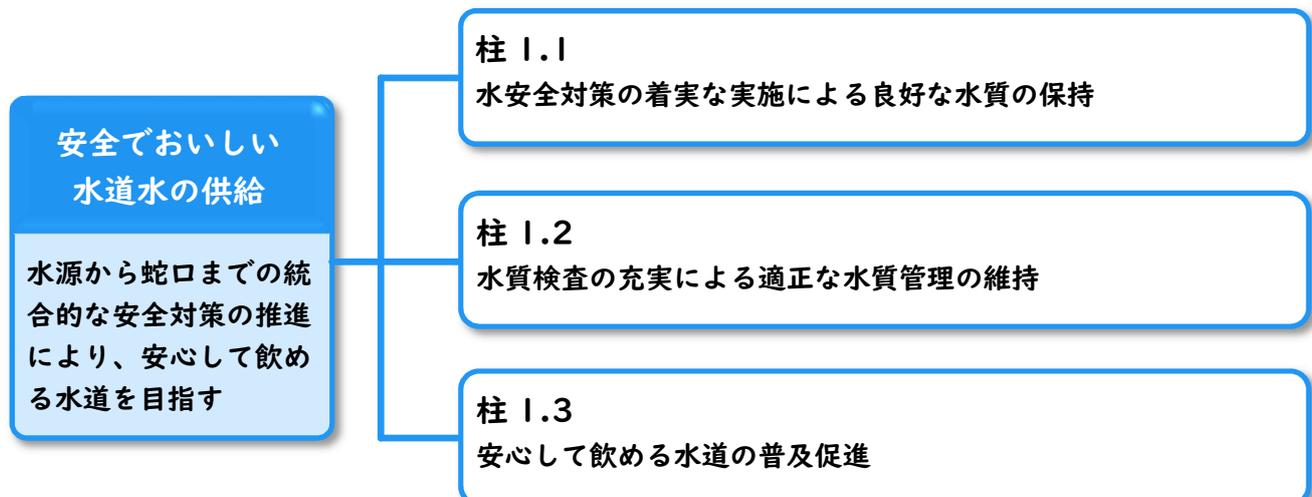
No.28 水道施設停電対策事業、No.30 基幹浄水場連絡管整備事業、No.31 重要給水施設配水管整備事業

No.32 老朽管更新事業

### 7-1.2. 施策の柱

#### 方向性と基本方針

#### 施策の柱



## 最適で災害に強い 水道システムの構築

災害経験や将来の水  
需要を踏まえた、効率  
的で災害に強い水道  
システムを目指す

### 柱 2.1

水需要を踏まえた施設再編による水道システムの最適化、安定化

### 柱 2.2

個別対策と相互融通体制の構築による水道システムの強靱化

### 柱 2.3

適正な維持・修繕による水道施設の長寿命化

### 柱 2.4

危機管理体制の強化による防災力の向上

## 持続可能な 経営基盤の確立

本格的な人口減少社  
会にあっても、健全で  
安定的な事業運営を  
目指す

### 柱 3.1

効率的な組織体制の構築と人材育成の充実による組織力の強化

### 柱 3.2

効率的で効果的な運営による経営基盤の強化

### 柱 3.3

環境対策の推進による環境負荷の低減

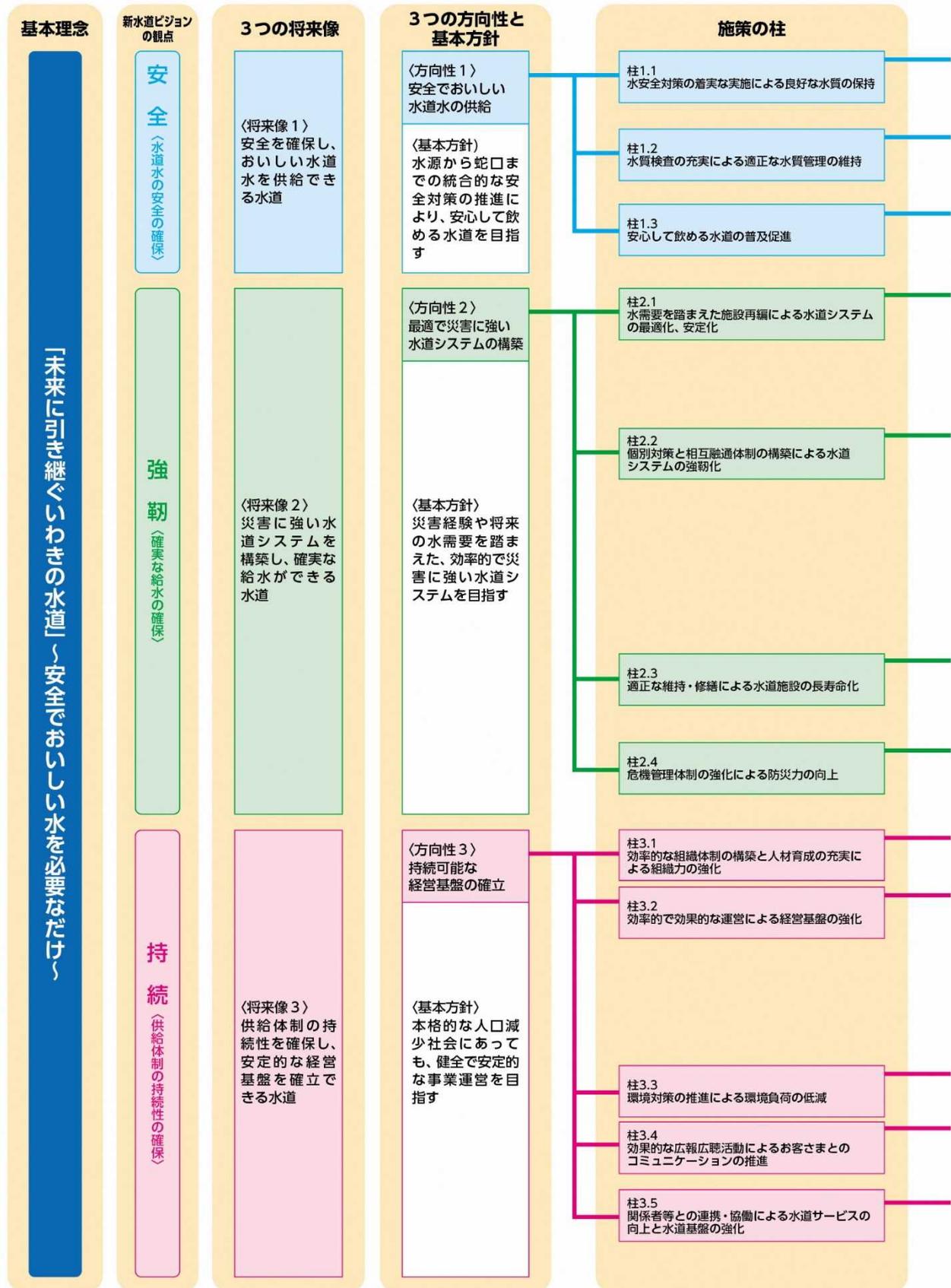
### 柱 3.4

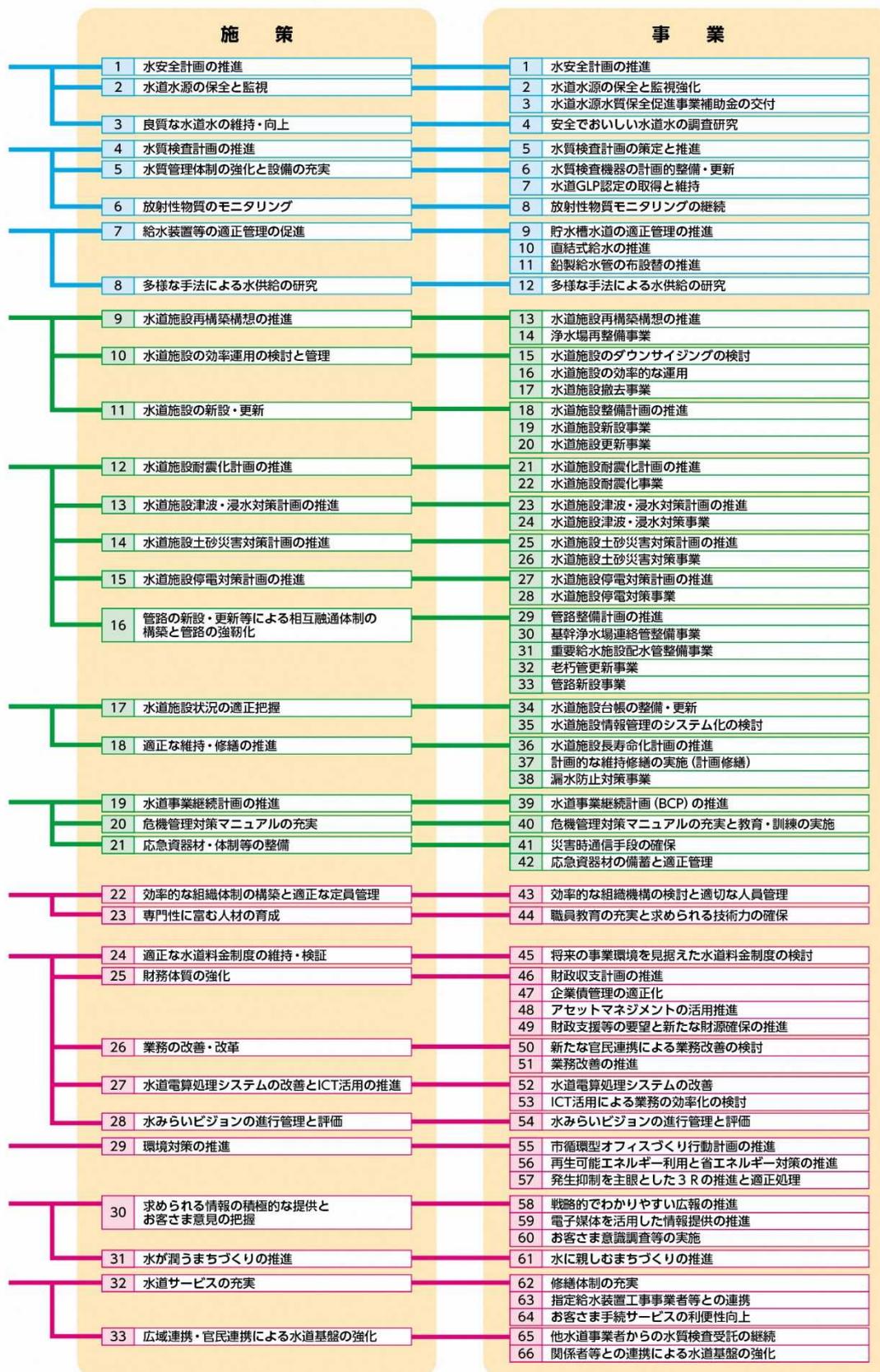
効果的な広報広聴活動によるお客さまとのコミュニケーションの推進

### 柱 3.5

関係者等との連携・協働による水道サービスの向上と水道基盤の強化

## 7-2. 施策体系図





## 7-3. 施策と事業

### ● 柱 1.1 水安全対策の着実な実施による良好な水質の保持

#### 施策1) 水安全計画の推進

##### No. 1 水安全計画の推進

・水道水の安全性を高め、お客さまが安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくため、水源から蛇口に至る統合的な水質管理を実現する計画である「水安全計画」に基づき、徹底したリスク対策を講じます。

#### 施策2) 水道水源の保全と監視

##### No. 2 水道水源の保全と監視強化

・水道水源の水質の汚濁を防止し清浄な水を確保するため、いわき市水道水源保護条例に基づき水道水源保護地域にあるゴルフ場への立入検査や小野町の一般廃棄物最終処分場の排水調査など、水道水源河川の監視等を継続するとともに、水源地清掃など水源保護の啓発活動や広報紙やホームページを活用した広報活動を通じ水道水源保護の重要性を積極的に呼びかけていきます。

##### No. 3 水道水源水質保全促進事業補助金の交付

・水道水源保護地域内において、住宅からの生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、地域内で浄化槽を設置する方又は農業集落排水事業に加入する方に対し、予算額を上限として補助金を交付します。

#### 施策3) 良質な水道水の維持・向上

##### No. 4 安全でおいしい水道水の調査研究

・生活様式の変化や河川流量の低下、気候変動等による長期的な水源水質の悪化、集中豪雨による短期的な水源水質の変化に適切に対応するため、効率的な浄水処理や高度浄水処理についての調査研究を行います。また、浄水場近隣での残留塩素濃度が比較的高くなり、強い塩素臭が発生する場合があることから、追加塩素注入設備等により浄水場から末端までの残留塩素濃度の均等化を図ります。

### ● 柱 1.2 水質検査の充実による適正な水質管理の維持

#### 施策4) 水質検査計画の推進

##### No. 5 水質検査計画の策定と推進

・検査を行う項目、採水の場所、検査の回数等を定めた「水質検査計画」に基づき、水道水質の定期及び臨時の検査を行い、安全かつ清浄な水の供給を確保するとともに、検査結果をホームページで公表し、水道水の信頼性確保に努めます。

#### 施策5) 水質管理体制の強化と設備の充実

##### No. 6 水質検査機器の計画的整備・更新

・水質検査計画に基づく高度な検査を実施するため、耐用年数を勘案しながら検査用分析機器の整備更新を行い、水質検査体制の維持・向上を図ります。

##### No. 7 水道 GLP 認定の取得と維持

・水道 GLP (Good Laboratory Practice (水道水質検査優良試験所規範) の略) は、水質検査機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、その検査結果の信頼性や精度管理が十分確立されたものとなっているかを第三者機関 (日本水道協会) が客観的に判断、評価し認定する制度です。水道水の信頼性の確保を図るため、水道 GLP 認定を取得し水質管理体制の強化を図ります。

## 施策6) 放射性物質のモニタリング

### No.8 放射性物質モニタリングの継続

・平成23年3月に発生した原発事故に伴う放射性物質による水道水源地域の汚染の影響を受け、事故後10年が経過した現在も、水道水の安全性と信頼性が脅かされていることから、今後も定期的に放射性物質のモニタリング検査を実施するとともに、検査結果をホームページ等で公表します。

## ● 柱1.3 安心して飲める水道の普及促進

## 施策7) 給水装置等の適正管理の促進

### No.9 貯水槽水道の適正管理の推進

・給水装置の維持管理は、所有者又は使用者が適正に行うとされていますが、貯水槽水道の適切でない管理による水道水の水質事故等を未然に防ぐため、管理状況を適切に把握するとともに、小規模貯水槽水道の所有者又は使用者に対し適切な管理についての指導及び助言を行うほか、広報紙やホームページなどによる啓発活動を行い衛生管理の意識向上を図ります。

### No.10 直結式給水の推進

・受水槽を経由しない直結式給水（直結直圧式及び直結増圧式給水）は、受水槽の管理が不要となることに加え、省エネルギー、省スペースの面からも有利となることから、直結式給水への切り替えが可能な受水槽利用者に対し、直結式給水の普及促進に努めます。

### No.11 鉛製給水管の布設替の推進

・鉛製給水管は錆が発生せず、可とう性・柔軟性に優れ、加工・修繕が容易であるという特性から昭和51年頃まで使用されてきましたが、平成15年5月の水質基準の改正に伴い、基準値が強化されたことなどから現在は解消が求められています。本市においても、未だ一定数が残存していることから、「鉛製給水管解消計画」に基づき、公道部にある配水管から水道メーターまでの鉛製給水管の布設替えを実施するとともに、お客さまに対して使用上の注意を促すための広報を行います。

## 施策8) 多様な手法による水供給の研究

### No.12 多様な手法による水供給の研究

・水道未普及の解消が困難な地域や小規模な集落での水供給について、多様な手法による衛生的な水の供給の調査検討を行います。

## ● 柱 2.1 水需要を踏まえた施設再編による水道システムの最適化、安定化

### 施策9) 水道施設再構築構想の推進

#### No.13 水道施設再構築構想の推進

#### No.14 浄水場再整備事業 **主要事業**

・長期的な水需要の見通しや配水運用を踏まえ、水道施設を再編し水道システム全体の最適化、安定化を実現するため策定した「水道施設総合整備計画（水道施設再構築構想）」の進捗管理と検証を行い、目指すべき将来像を実現することで健全な水道システムを将来世代へ引き継いでいきます。

また、浄水場の再整備は、長期にわたるため、対象となる浄水場だけでなく、取水から配水の水道システム全体の運用やさまざまなリスクへの対応についても考慮する必要があります。そのため、再整備期間中においては、通常時はもとより、災害発生時にも安定した給水が確保できるよう、導水管や送水管、水系幹線の更新などの関連する事業についても着実に実施していきます。

・令和12年度からは泉浄水場の再整備期間となることから、泉浄水場の再整備に不可欠な鹿島・常磐水系幹線や中部配水池の新設などの基幹浄水場連絡管整備事業を着実に実施するとともに、導、送水管の新設・更新など関連する事業の計画的な実施に努めます。

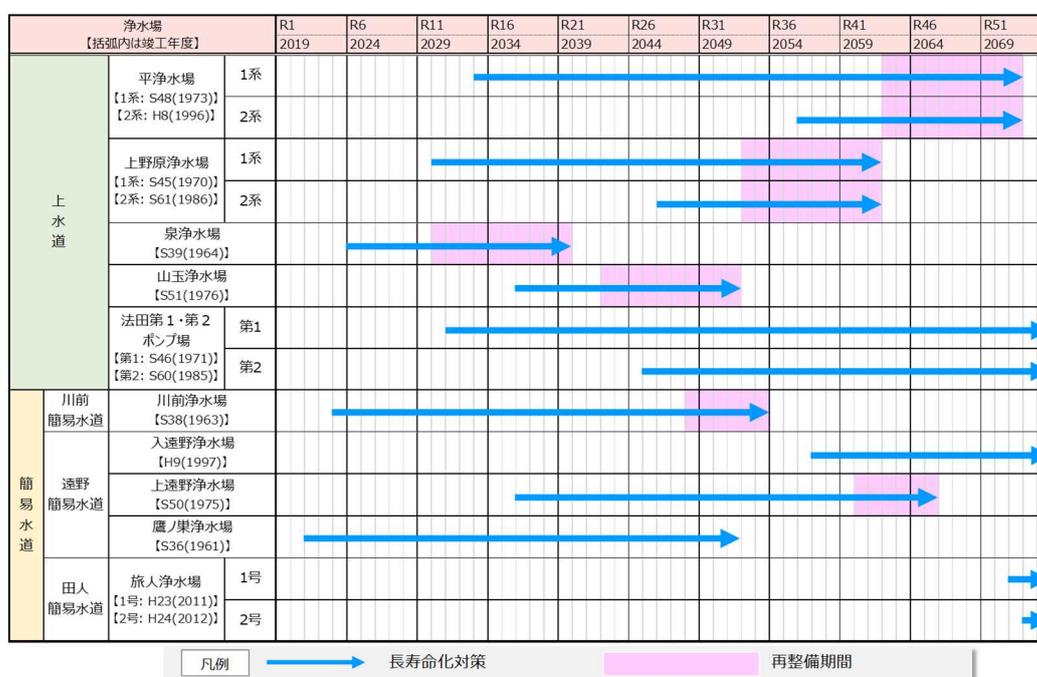


図 11 浄水場再整備スケジュール

### 施策10) 水道施設の効率運用の検討と管理

#### No.15 水道施設のダウンサイジングの検討

・今後の水需要は、人口減少や節水意識の向上等により減少傾向が続くものと見込まれます。水需要の減少は、経営を持続する上で必要な水道料金収入を減少させ財政状況を悪化させるほか、施設利用率の低下を招き事業効率も悪化するなど、水道事業のあり方全体に大きな影響を及ぼすことから、水需要の減少を踏まえた水道施設への転換が重要となります。具体的には、水道施設のダウンサイジングの検討を行うほか、水道施設の更新等に当たっては、適正な施設規模での更新や適正な管路口径での更新、管路の単線化を進めるなど水道施設の適正化を推進していきます。

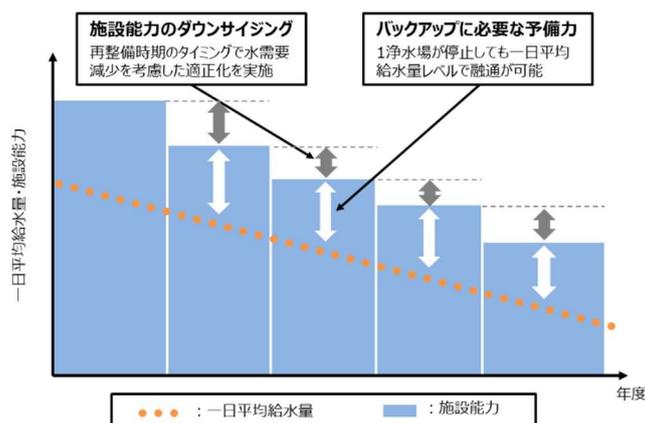


図 12 施設能力の適正化イメージ

### No.16 水道施設の効率的な運用

- ・水道施設の運用について、ブロック配水の導入や管理メーターの適正配置の検討などにより効率的な水運用方法を検討します。また、より効率的で安定的な水運用を行うため、水源の水量や施設の運転状況、配水量などの情報をリアルタイムで一元管理し、水道施設全体の弾力的な運用に努めます。
- ・さらに、給水区域をいくつかのブロックに分割して水量などを管理する「ブロック配水システム」の構築の検討を進め、送・配水経路の適切な選択による、より効率的な水運用を目指すとともに、災害や事故発生時には、弾力的な水運用により被害区域の縮小化・限定化を図り早期復旧につなげます。

### No.17 水道施設撤去事業

- ・廃止施設の安全性の確保や資産の有効活用を図るため、施設の再編や統廃合などにより、使用しなくなった施設の構造物等を「残存施設撤去方針」に基づき計画的に撤去していきます。

## 施策11) 水道施設の新設・更新

### No.18 水道施設整備計画の推進

### No.19 水道施設新設事業

### No.20 水道施設更新事業 **主要事業**

- ・水道事業は典型的な装置産業で施設の維持管理や新設・更新にかかる費用が事業費の大部分を占めており、施設の老朽化による更新需要の増加は、事業経営に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、「水道施設総合整備計画（水道施設長寿命化計画）」に基づき適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、「水道施設総合整備計画（水道施設整備計画）」において新たな更新基準として設定した「標準使用年数」や、施設の重要度に応じて設定した「延長使用年数」に基づき施設の計画的な更新を行います。

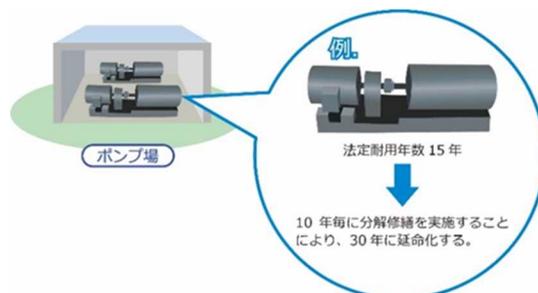


図 13 長寿命化対策と施設更新イメージ

表 2 新設事業の年次計画

区分	R4	R5	R6	R7	R8
浄水施設	・平浄水場送水管仕切弁・排水弁新設 ・山玉浄水場凝集池点検歩廊設置		・山玉浄水場 ITV 設備設置 ・川前浄水場さく井		・上野原浄水場女子トイレ設置
配水施設	・葉山減圧弁新設	・勿来町四沢前ノ内流量計新設 ・錦町江栗大町流量計新設	・埴第2ポンプ場遠隔監視設備設置		・諏訪下電動弁新設
区分	R9	R10	R11	R12	R13
浄水施設					
配水施設	・若葉台流量計テレメータ設置			・御殿減圧弁新設	

表 3 更新事業の年次計画

区分	R4	R5	R6	R7	R8
浄水施設	6 件	10 件	7 件	12 件	6 件
配水施設	13 件	11 件	11 件	10 件	7 件
			・好間工業団地2号減圧井 ・堤ノ上調整池		・上片寄1号配水池 ・頭中平ポンプ場 ・長倉ポンプ場
区分	R9	R10	R11	R12	R13
浄水施設	10 件	6 件	9 件	6 件	11 件
配水施設	9 件	8 件	11 件	8 件	9 件
		・フラワーセンター配水池 ・岡小名山田作ポンプ場	・北神谷ポンプ場	・上片寄2号配水池 ・カ石ポンプ場	

※設備単位の更新は、施設のポンプ設備、電気設備又は計装設備等の設備単位で更新を行うものをいう。施設単位の更新は、施設全体の更新を行うものをいう。ただし、浄水場の施設単位の更新にあつては、浄水場再整備事業で整理する。

## ● 柱 2.2 個別対策と相互融通体制の構築による水道システムの強靱化

### 施策 12) 水道施設耐震化計画の推進

#### No.21 水道施設耐震化計画の推進

#### No.22 水道施設耐震化事業 **主要事業**

- ・災害時においても安定した給水の確保を図るため「水道施設総合整備計画（水道施設耐震化計画）」に基づき、水道施設の耐震化を進めます。
- ・水道施設の耐震化に関する指針である「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）が改訂されることを受け（令和3年度改訂予定）、改訂後の指針に基づく耐震性能の有無について確認するため、重要度の高い施設の耐震診断を行います。また、必要に応じて耐震工法の検討を行い、計画的な耐震化を進めます。
- ・管路については、更新による耐震化を基本として、新設や更新する際に耐震性の高い管種を採用することにより、すべての管路の耐震化を進めます。

表 4 耐震化事業の年次計画

区分		R4	R5	R6	R7	R8
耐震診断	浄水施設	・基本条件の検討	・下平窪取水場	・平浄水場（1系） ・上遠野浄水場	・平浄水場（1系） ・山玉浄水場 ・入遠野浄水場	・山玉浄水場 ・上野原浄水場（2系） ・川前浄水場
	配水施設		・勿来配水池 ・上野原1号配水池 ・上野原2号配水池 ・大剣配水池	・瀬沢配水池 ・小名浜1号配水池 ・好間1号配水池 ・平窪調整池 ・川前配水池	・中央台ポンプ場 ・中央台高区配水池 ・草木台配水池 ・浅貝配水池 ・旅人1号配水池 ・旅人2号配水池	・上遠野配水池 ・入遠野1号配水池 ・入遠野2号配水池 ・黒田2号配水池
実施設計	浄水施設				・下平窪取水場	
	配水施設					
区分		R9	R10	R11	R12	R13
耐震診断	浄水施設	・上野原浄水場（2系） ・平浄水場（2系）	・平浄水場（2系）			
	配水施設					
実施設計	浄水施設				・下平窪取水場	
	配水施設	・大剣配水池	・好間1号配水池	・中央台高区配水池		
補強工事	浄水施設	・上野原浄水場（1系）	・上野原浄水場（1系）	・下平窪取水場	・下平窪取水場 ・入遠野浄水場	・入遠野浄水場
	配水施設				・大剣配水池	・好間1号配水池

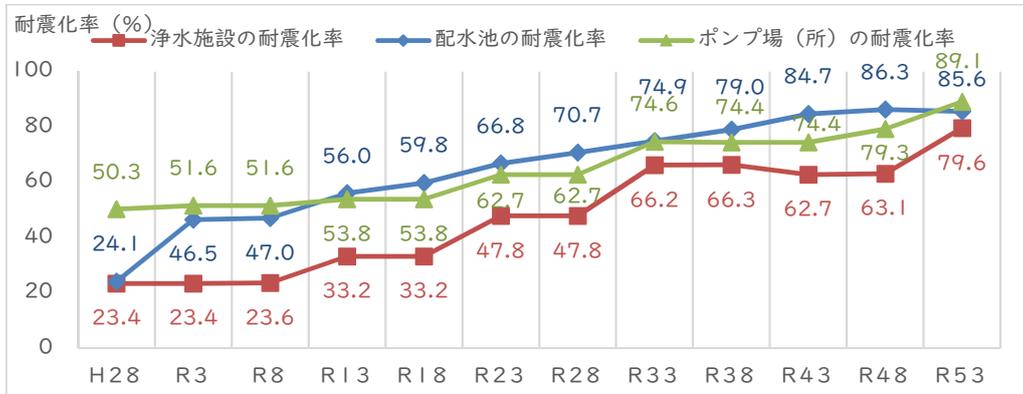


図 14 水道施設の耐震化率の見込み

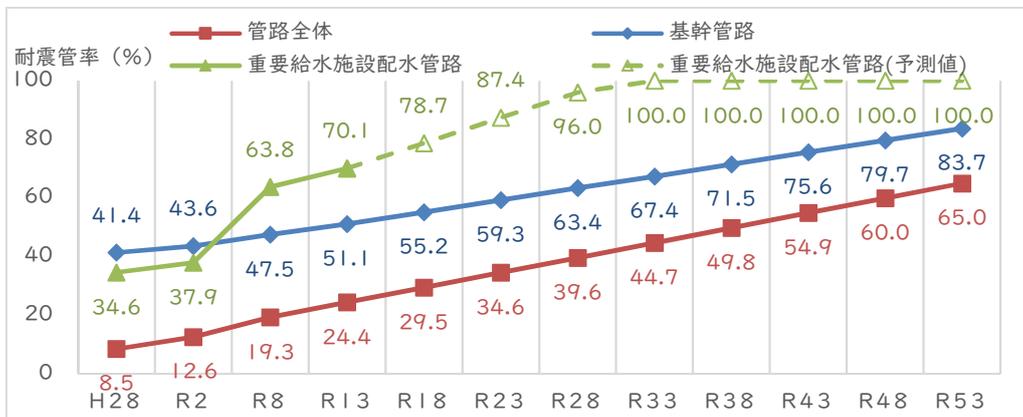


図 15 管路の耐震管率の見込み

### 施策13) 水道施設津波・浸水対策計画の推進

#### No.23 水道施設津波・浸水対策計画の推進

#### No.24 水道施設津波・浸水対策事業 **主要事業**

・津波や大雨などによる河川の氾濫が発生した場合においても、浄水処理や送・配水機能を維持し、安定した給水を確保するため、「水道施設総合整備計画（水道施設津波・浸水対策計画）」に基づき、津波浸水想定区域図や河川洪水ハザードマップによる想定浸水深の評価を踏まえた計画的な津波・浸水対策を進めます。



(写真提供：宮崎市水道局 富吉浄水場)

図 16 津波・浸水対策のイメージ①（防護壁の設置）

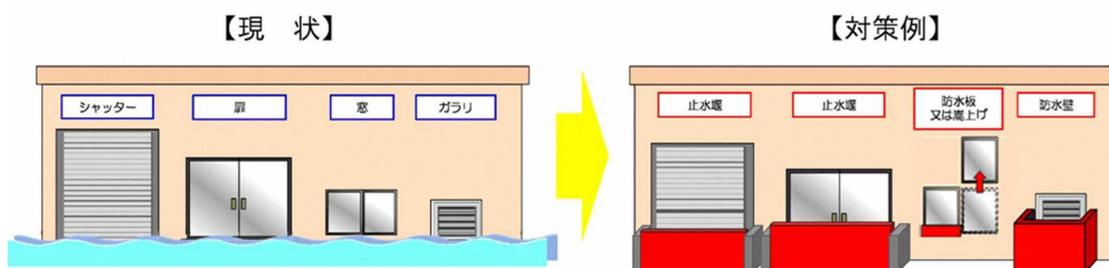


図 17 津波・浸水対策のイメージ②（開口部の防水化）

表 5 津波・浸水対策事業の年次計画

区分		R4	R5	R6	R7	R8
実施設計	浄水施設					
	配水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平窪第2ポンプ場</li> <li>・好間ポンプ場</li> <li>・薬王寺ポンプ場</li> <li>・独古内ポンプ場</li> <li>・釜戸第1ポンプ場</li> </ul>				
対策工事	浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下平窪取水場（防水扉、防水板）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平浄水場（擁壁、堰堤）</li> <li>・法田ポンプ場（擁壁、防水板）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平浄水場（擁壁、堰堤）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平浄水場（擁壁、堰堤）</li> </ul>	
	配水施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平窪第2ポンプ場</li> <li>・好間ポンプ場</li> <li>・薬王寺ポンプ場</li> <li>・独古内ポンプ場</li> <li>・釜戸第1ポンプ場</li> </ul>			
	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局本庁舎（防水板）</li> </ul>				

## 施策14) 水道施設土砂災害対策計画の推進

### No.25 水道施設土砂災害対策計画の推進

### No.26 水道施設土砂災害対策事業 **主要事業**

・水道施設においてがけ崩れ、地すべり、土石流の土砂災害が発生した場合においても、浄水処理や送・配水機能への被害を抑制し確実な給水を維持するため、「水道施設総合整備計画（水道施設土砂災害対策計画）」に基づき、土砂災害警戒区域総括図による土砂災害リスクの評価を踏まえた計画的な土砂災害対策を進めます。

表 6 土砂災害対策事業の年次計画

区分		R4	R5	R6	R7	R8
実施設計	浄水施設	・大滝江筋用水路取水口斜面落石対策	・大滝江筋用水路取水口斜面落石対策	・大滝江筋用水路取水口斜面落石対策		
	配水施設					
対策工事	浄水施設					
	配水施設	・下ヶ屋敷調整池 ・頭巾平ポンプ場				

## 施策15) 水道施設停電対策計画の推進

### No.27 水道施設停電対策計画の推進

### No.28 水道施設停電対策事業 **主要事業**

・水道事業は電力供給への依存度が高く、停電が発生した場合は、浄水処理や送・配水機能の停止、遠隔監視制御の停止などにより、広範囲に断水が生じるおそれがあります。近年では、豪雨や暴風など気象の急激な変化や台風、地震などの自然災害が頻発化・激甚化しており、これらを起因とした停電の発生リスクも高まっていることから、停電が発生した場合でも確実な給水を維持するため、「水道施設総合整備計画（水道施設停電対策計画）」に基づき、施設の重要度に応じた計画的な停電対策を進めます。



図 18 上野原浄水場の非常用自家発電設備



図 19 非常用発電機接続用端子盤

表 7 停電対策事業の年次計画

区分		R4	R5	R6	R7	R8
実施設計	浄水施設	・山玉浄水場自家発電設備	・平浄水場自家発電設備			
	配水施設					
対策工事	浄水施設	・田部ポンプ場接続端子 ・移動電源車購入（泉浄水場用、法田ポンプ場用） ・発電機購入（田部ポンプ場用）	・発電機購入（旅人浄水場用、上遠野浄水場用、入遠野導水ポンプ場用、入遠野浄水場用）	・山玉浄水場自家発電設備	・山玉浄水場自家発電設備	・平浄水場自家発電設備
	配水施設					
区分		R9	R10	R11	R12	R13
対策工事	浄水施設	・平浄水場自家発電設備 ・上野原浄水場自家発電設備（更新）				
	配水施設		・平ポンプ場発電機	・志座配水場発電機	・四倉ポンプ場発電機 ・菖蒲沢配水場発電機	・泉ヶ丘ポンプ場接続端子

施策16) 管路の新設・更新等による相互融通体制の構築と管路の強靭化

No.29 管路整備計画の推進

No.30 基幹浄水場連絡管整備事業 **主要事業**

No.31 重要給水施設配水管整備事業 **主要事業**

No.32 老朽管更新事業 **主要事業**

No.33 管路新設事業

【基幹浄水場連絡管整備事業】

・平常時の効率的な配水運用を可能にし、さらに災害発生時などの非常時にも安定した給水を確保し、災害による影響（断水）を最小化することを目的として、浄水場水系間で相互融通体制を構築する連絡管等の整備を進め、バックアップ機能の強化を図ります。



図 20 基幹浄水場連絡管整備事業のイメージ

【重要給水施設配水管整備事業】

・本市では、災害時においても救急医療機関等の重要給水施設への確実な給水を確保するため、平成 28 年 5 月に「水道施設耐震化計画（重要給水施設配水管）」を策定し、耐震化された配水池から重要給水施設までの管路の耐震化を推進しています。令和 3 年度末までに対象となる 66 施設のうち 14 施設への整備が完了する予定であり、今後も災害時に重要給水施設への優先的な給水を確保するため、「重要給水施設配水管整備計画」に基づき、対象管路の耐震化を進めます。



図 21 重要給水施設配水管整備事業のイメージ

表 8 重要給水施設配水管整備事業の整備完了予定年度

区分	R4	R5	R6	R7	R8	
施設名	救急医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわき市医療センター</li> <li>大河内記念病院</li> <li>いわき泌尿器科</li> </ul> 3施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆうクリニック</li> <li>(新) 松尾病院</li> <li>櫛田病院</li> <li>須田医院</li> </ul> 4施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>小名浜生協病院</li> </ul> 1施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわき湯本病院</li> <li>磐城中央病院</li> </ul> 2施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>富岡クリニック</li> <li>中村病院</li> <li>なこそ病院</li> <li>こうじま慈愛病院</li> </ul> 4施設
	公共施設・福祉避難所		<ul style="list-style-type: none"> <li>いわきゆったり館</li> <li>いわき南警察署</li> </ul> 2施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県立いわき支援学校</li> <li>いわきサン・アビリティーズ</li> <li>いわき東警察署</li> </ul> 3施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>内郷公民館</li> <li>勿来支所</li> <li>勿来消防署</li> <li>内郷支所</li> <li>内郷消防署</li> </ul> 5施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわき市障害者生活介護センター</li> <li>小名浜支所</li> <li>いわき市総合保健福祉センター</li> </ul> 3施設

区分	R9	R10	R11	R12	R13
施設名	救急医療機関等		・呉羽総合病院		・おなほま腎・泌尿器科クリニック ・石井脳神経外科・眼科病院
	公共施設・福祉避難所	・南部アリーナ	・いわき市役所（本庁舎）	・福島県いわき合同庁舎	・いわき市消防本部（平消防署） ・国土交通省磐城国道事務所 ・いわき中央警察署
		1施設	1施設	1施設	3施設

### 【老朽管更新事業】

・管路は、装置産業と言われる水道事業において、水道施設の大部分を占めており、管路の老朽化による更新需要の増加は、事業経営に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、「水道施設総合整備計画（管路整備計画）」において新たな更新基準として設定した「標準使用年数」や重要度に応じて設定した「延長使用年数」に基づき、100年更新サイクルの構築を目指し、管路の年間更新率1.0%（約23km）を目標に管路の更新を行います。



（左 老朽管の状況、右 耐震管布設の様子）

図 22 老朽管更新の様子

## ● 柱 2.3 適正な維持・修繕による水道施設の長寿命化

### 施策17) 水道施設状況の適正把握

#### No.34 水道施設台帳の整備・更新

・改正水道法では、水道施設台帳の整備が義務化されました。水道施設台帳は水道施設の維持管理及び更新のみならず、災害対応などにおいても対応の基礎となるものであることから、適切に整備・更新することにより水道施設の適正管理に努めます。

#### No.35 水道施設情報管理のシステム化の検討

・水道事業は、施設数が多く台帳に整備すべき施設数や項目が膨大であることから、紙媒体での管理や単体でのデータ管理は業務が複雑化します。そのため、長期的な視点に立って水道施設情報の管理を効率的に行う観点から、システム化による管理について検討を進めます。

### 施策18) 適正な維持・修繕の推進

#### No.36 水道施設長寿命化計画の推進

#### No.37 計画的な維持修繕の実施（計画修繕）

#### No.38 漏水防止対策事業

・水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大の課題に適切に対応するためには、水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による投資の抑制等を図ることが重要となっています。改正

水道法において、水道施設の適切な維持修繕が義務化されたことを受け策定した「水道施設総合整備計画(水道施設長寿命化計画)」に基づく点検等により、事故等の発生予防や長寿命化対策を推進します。

- ・漏水防止対策は、埋設されている管路の適正な維持管理において有効な手段であり、配水量分析等の結果を基に、漏水調査を実施し漏水箇所を早期発見することで効率的な漏水防止を行います。また、漏水修理履歴のデータベースを構築することより、効率的かつ効果的な老朽管の更新につなげます。

## ● 柱 2.4 危機管理体制の強化による防災力の向上

### 施策19) 水道事業継続計画の推進

#### No.39 水道事業継続計画(BCP)の推進

- ・水道事業は、自然災害などにより事業の継続に重大な影響をもたらす被害が発生した場合においても、非常時優先業務を継続させながら一定の期間内に業務レベルを復旧させることが必要となります。そのため、さまざまな角度から危機事態の発生がもたらす影響やリスクの分析を行い、早期復旧させるための対応策などを示した事業継続計画(BCP)の策定と管理を行います。

### 施策20) 危機管理対策マニュアルの充実

#### No.40 危機管理対策マニュアルの充実と教育・訓練の実施

- ・水道事業は、重要なライフラインであり、災害発生時などにおいても、安定した給水が求められます。しかし、水道事業は断水につながるさまざまなリスクを抱えており、大規模断水が発生した場合においても迅速に対応できる体制の確保など危機管理体制の強化が必要となることから、危機管理対策マニュアルを適宜見直すとともに、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関や他都市との連携体制の構築を行います。

### 施策21) 応急資器材・体制等の整備

#### No.41 災害時通信手段の確保

- ・災害発生時には、被災現場も含め関係各所との情報伝達が重要となります。東日本大震災時には、一般の固定電話や携帯電話は通信回線の断線、利用制限、利用集中等により通信が遮断され、通信手段として用いることが極めて困難な状況であったことから、災害時の通信手段確保のため、無線通信設備の更新と整備を進めます。

#### No.42 応急資器材の備蓄と適正管理

- ・災害や事故発生時に効果的な対応が行えるよう、給水用資器材や復旧用資器材の計画的な備蓄及び適正な維持管理を行うとともに、応急資器材の保管場所である災害倉庫の更新や整備を進めます。

## ● 柱 3.1 効率的な組織体制の構築と人材育成の充実による組織力の強化

### 施策22) 効率的な組織体制の構築と適正な定員管理

#### No.43 効率的な組織機構の検討と適切な人員管理

・企業が存続し、成長していくためには経営の戦略と組織が相互に整合性をもっていなければなりません。戦略と組織に整合性がなければ、いくらヒト、モノ、カネを投入したとしても経営の目的や目標の達成は困難となります。したがって、このビジョン（戦略）の目的や目標を達成するとともに、経営環境や社会経済情勢の変化にも的確に対応することが可能となるよう、効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織体制づくりを推進します。

### 施策23) 専門性に富む人材の育成

#### No.44 職員教育の充実と求められる技術力の確保

・人材育成は、企業にとっても職員にとっても有益であり、人材育成を行うことで組織全体のパフォーマンスを上げられるという大きなメリットがあります。また、職員としても自己のスキルや能力が上がることで課題解決能力が向上し、仕事にやりがいを感じられるようになることから、今後とも「人財育成基本方針」の改訂を適宜行いながら、公務員倫理を遵守し、コストや経営感覚を備えた公営企業職員を育成します。

## ● 柱 3.2 効率的で効果的な運営による経営基盤の強化

### 施策24) 適正な水道料金制度の維持・検証

#### No.45 将来の事業環境を見据えた水道料金制度の検討

・水道事業は固定費が大部分を占める装置産業であり、水需要の減少にかかわらず費用が減少しないという特性を持つ一方、水需要の減少は直接的に料金収入の減少に繋がります。今後は、基本料金と従量料金の割合や逡増の度合いの見直しなど、長期的な見通しに立って水道料金制度の見直しを検討します。

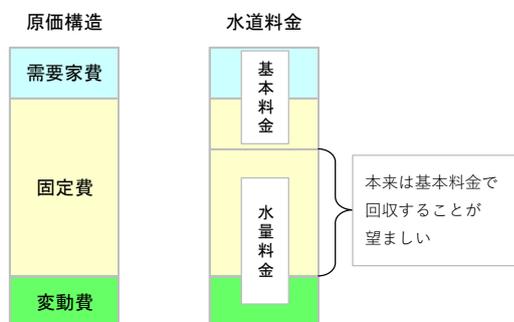


図 23 原価構造と水道料金の関係

**需要家費**：水道メーターの購入費用、検針及び水道料金徴収関連費用など、水道使用者のサービスの使用とは無関係に、水道使用者の存在により必要となる費用をいう。

**固定費**：維持管理費、減価償却費、支払利息及び資産維持費など、水の使用量にかかわらず、水道施設を維持するために固定的にかかる費用をいう。

**変動費**：薬品費、動力費など、水道水を作った分に比例して変動する費用をいう。

### 施策25) 財務体質の強化

#### No.46 財政収支計画の推進

・改正水道法において、水道事業に係る収支見通しの作成及び公表が新たに規定されたことから、本市では、水道事業経営の将来見通しを把握するため、長期的な収支見通しを試算するとともに、10年以上の財政収支計画を作成し、公表します。また、各事業年度の決算結果を踏まえ、財政収支計画の見直しを行い公表します。

#### No.47 企業債管理の適正化

・これまで本市では、将来の大規模更新に備えるため、「企業債管理方針」の下で企業債残高の縮減に努めてきました。今後は、浄水場等の大規模な更新事業に備えた財源確保や現在の低金利下における借

り入れ方法等の検討を踏まえて令和3年度に改訂した「企業債管理方針」に基づき、長期的な視点に立って企業債残高の増嵩に留意しながら、企業債を活用していきます。

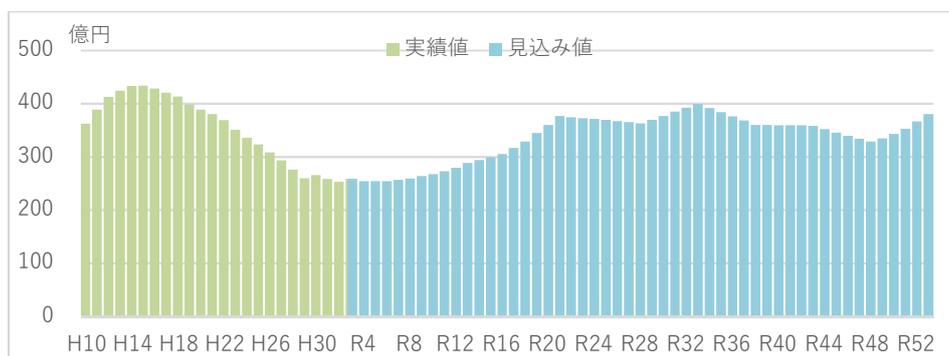


図 24 企業債残高の将来見込み (長期的な財政収支見通し)

#### No.48 アセットマネジメントの活用推進

・今後、水需要の増加にあわせて集中的に整備した多くの水道施設が順次更新時期を迎え、その更新には多額の資金が必要となることから、アセットマネジメントの手法を投資と財源の適正管理ツールとして活用し、施設の再構築による更新需要や変動要因を考慮した財政収支見通しにより、資金確保が計画に沿ったものとなっているかを検証していきます。

#### No.49 財政支援等の要望と新たな財源確保の推進

・財政の健全化と水道料金の高騰抑制のため、重要給水施設配水管整備事業や老朽管更新事業、災害対策事業等の補助・交付金採択基準や対象条件の緩和、繰り上げ償還時の金利負担の軽減等を国等に要望するとともに、水道局所有不用地の売却等による財源化や広報紙等の有料広告収入、安全で有利な手法による資金運用など、新たな財源確保策を検討します。

### 施策26) 業務の改善・改革

#### No.50 新たな官民連携による業務改善の検討

・水道基盤の強化策のひとつとして、PPP/PFI 手法をはじめとした多様な官民連携の手法について調査・検討を進めていきます。特に浄水施設の再整備や関連事業の実施に際しては、DB、DBO、DBM 等を活用した新たな官民連携の取り組みを検討します。

#### No.51 業務改善の推進

・コスト削減、収入の増加、お客さまサービスの向上及び業務完了期間の縮減など経営効率化につながる改善に積極的に取り組みます。また、職員提案制度を活用し、職員の業務改善のアイデアを活かすことにより、事務能率の向上と職場における業務改善の意識の醸成と向上を図ります。

### 施策27) 水道電算処理システムの改善と ICT 活用の推進

#### No.52 水道電算処理システムの改善

・本市では、これまでさまざまな業務について、電算化、システム化することにより、業務の効率化を図ってきました。今後もこれらのシステムの安定稼働に努めるとともに、さらなる効率化を図るため改善に努めます。

##### 主な電算処理システム等

- ・上下水道料金処理システム
- ・財務会計システム (企業債管理システム、固定資産管理システム含む)
- ・契約管理システム
- ・職員用パソコン
- ・浄水場データ収集システム
- ・設計積算システム

#### No.53 ICT 活用による業務の効率化の検討

・ICTは、近年急速なスピードで進展を続けており、これまでの技術に加えIoTやAI、RPAなどの新しい技術も登場しており、これらの技術を適切に利用することで、更なる業務の効率化やお客さまサービスの向上が見込まれることから、ICTの積極的な活用に努めます。

### 施策28) 水みらいビジョンの進行管理と評価

#### No.54 水みらいビジョンの進行管理と評価

・安全・安心な水の安定供給を確保するとともに、健全な経営基盤を確立するため、本ビジョンの下、実施計画を策定します。実施計画の策定に当たっては、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより事業の進行管理と事業効果の点検・評価を行い、改善策を実施計画の見直しや翌年度以降の予算に反映することで、効率的で効果的な事業運営に努めていきます。

### ● 柱3.3 環境対策の推進による環境負荷の低減

#### 施策29) 環境対策の推進

##### No.55 市循環型オフィスづくり行動計画の推進

##### No.56 再生可能エネルギー利用と省エネルギー対策の推進

##### No.57 発生抑制を主眼とした3Rの推進と適正処理

・一事業者として環境に配慮した物品の調達など「いわき市循環型オフィスづくり行動計画」に基づく取り組みにより、環境負荷の低減に努めます。また、水道施設工事の際に使用する建設機械について、排出ガス対策型の機械を採用するとともに、水道施設の機械設備更新等における高効率機器の採用や、電気自動車等の次世代自動車の導入など率先して環境対策に取り組みます。

### ● 柱3.4 効果的な広報広聴活動によるお客さまとのコミュニケーションの推進

#### 施策30) 求められる情報の積極的な提供とお客さま意見の把握

##### No.58 戦略的でわかりやすい広報の推進

##### No.59 電子媒体を活用した情報提供の推進

・お客さまに水道事業を理解していただくため、広報紙「すいどういわき」の発行を継続するとともに、ホームページやパンフレットなどさまざまな媒体を活用し、施策や経営状況等についてわかりやすく広報します。  
・ホームページやSNSなどの即時性のある電子媒体を活用し、お客さまが必要とする情報を積極的に提供します。

##### No.60 お客さま意識調査等の実施

・各種アンケート調査を活用しながら水道に関するお客さまの意識や満足度、ニーズ、さらには水道使用の実態を把握し、事業運営に反映させるための取り組みを行います。

#### 施策31) 水が潤うまちづくりの推進

##### No.61 水に親しむまちづくりの推進

・水道事業への理解を深めることを目的として、水道週間イベントや施設見学会の開催、出前講座を積極的に実施します。  
・水道水の飲用拡大を図ることを目的として、ボトルドウォーター「いわきサンシャインウォーター」を製作し、イベント等において配布するなど水の使用を促進するための取り組みを行います。

## ● 柱 3.5 関係者等との連携・協働による水道サービスの向上と水道基盤の強化

### 施策32) 水道サービスの充実

#### No.62 修繕体制の充実

・漏水事故等の緊急時に二次災害等を未然に防止するため、水道工事事業者との連絡体制や初動体制を強化します。

#### No.63 指定給水装置工事事業者等との連携

・給水装置工事の適正な施工の確保とトラブル防止の観点から、「指定給水装置工事事業者研修会」を実施し、お客さまの信頼性確保に努めます。

・水道メーターから蛇口までの漏水について、お客さまが速やかに修理を行えるよう、ホームページ等で指定給水装置工事事業者に関する情報提供を行うなどサービスの向上に努めます。

#### No.65 お客さま手続サービスの利便性向上

・水道の開始・休止の手続き、料金等の問合せや窓口業務について、速やかな対応と接遇の向上に努めます。

・お客さまの利便性を向上させるため、新たな収納方法の導入等について調査検討します。

### 施策33) 広域連携・官民連携による水道基盤の強化

#### No.65 他水道事業者からの水質検査受託の継続

・福島県水質検査計画に基づき、他水道事業者からの水質検査業務の受託を継続し、広域的な連携による地域水道基盤の強化を図ります。

#### No.66 関係者等との連携による水道基盤の強化

・広域連携及び官民連携による災害時応援協定などに基づく災害発生時の給水活動や復旧活動などの支援活動を行う枠組みを継続し、危機管理体制の強化を図ります。

・水道水源河川流域に位置する市町村が連携し、水道水源河川の水質汚濁防止の強化を図るため、「夏井川・鮫川水系水質汚濁対策連絡協議会」の開催を継続し、水質汚濁防止対策に関する連携の強化を図ります。

・水道事業を取り巻くさまざまな課題に適切に対応し、将来にわたり安全な水を安定して供給するため、広域連携や官民連携による水道基盤に関する新たな取り組みを調査検討します。

## 第8章 財政収支の見通し

### 8-1. 財政収支見通しの推計方法

財政収支計画の算定に当たっては、水道施設総合整備計画やアセットマネジメントを踏まえた長期的な財政収支見通し（50年間・決算ベース）を作成した上で、10年間の財政収支計画を作成しました。

#### 【財政収支見通しの基本的な考え方】

- ・現在の社会経済情勢や金利状況などに鑑み、令和8年度までは現行の料金水準を維持する。
- ・令和9年度以降の資金不足については、料金水準の見直しや企業債により対応する。

#### 企業債の借入れ条件

市民生活への影響等を考慮し、長期的な財政収支見通し上の料金改定率を「10%を超えない範囲」とし、料金水準の見直し額と企業債借入額の配分を検討するものとし、その上で長期的な企業債の借入れ条件を次のとおりとした。

- ・企業債充当率を上水道の建設改良費の40%を上限
- ・企業債残高400億円を上限
- ・企業債残高対給水収益比率450%を上限

### 8-2. 財政収支計画

財政収支計画は、図25、表9のとおりです。

収益的収支では、10年間の収入合計は885.6億円、支出合計は860.0億円で、純利益合計は25.6億円となる見込みですが、令和11年度からは欠損金（赤字）が生じることが見込まれます。

資本的収支では、10年間の収入合計は280.6億円、支出合計は798.4億円で、収支不足額合計は517.8億円となる見込みですが、補填可能額（内部留保資金等）で補填しても令和9年度から資金不足（収支ギャップ）が生じ、最終的な資金不足は34.5億円になる見通しです。

このため、令和8年度には、事業の現状と課題等を踏まえた上で、水道料金水準や企業債充当率の見直しなどにより収支ギャップを解消し、令和9年度以降の収支均衡が図られた財政収支計画に見直す必要があります。

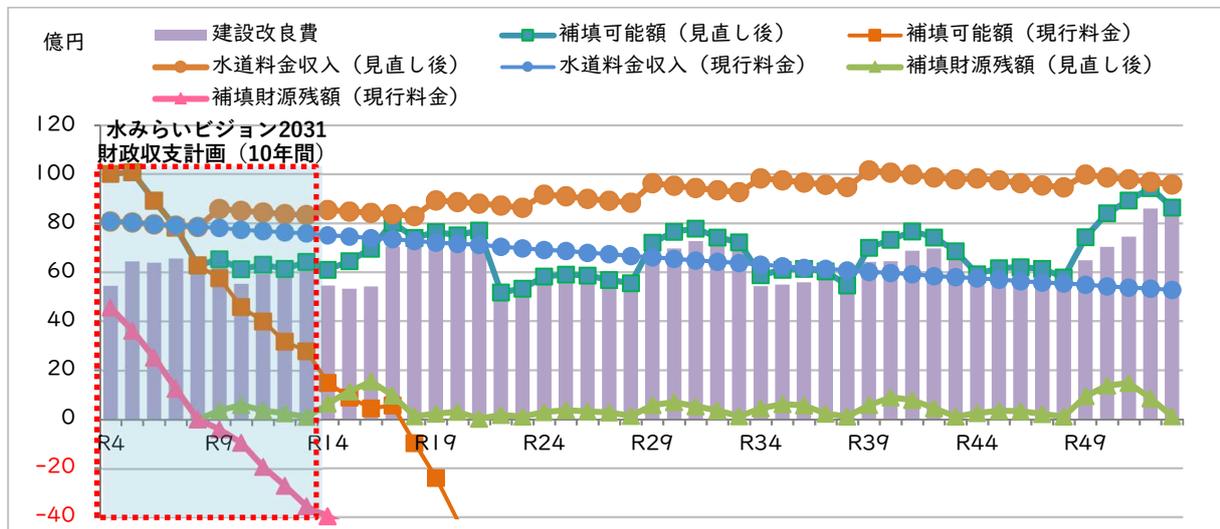


図 25 財政収支見通し（50年間）と財政収支計画（10年間）

表 9 財政収支計画

(単位:百万円)

科 目	財政収支計画期間														累込値	
	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	累込値	累込値
<b>1 水道事業収益 A</b>	<b>9,288</b>	<b>9,720</b>	<b>9,280</b>	<b>9,148</b>	<b>9,098</b>	<b>9,019</b>	<b>8,956</b>	<b>8,890</b>	<b>8,832</b>	<b>8,751</b>	<b>8,685</b>	<b>8,617</b>	<b>8,561</b>	<b>8,457</b>		
1 営業収益	8,490	8,523	8,492	8,385	8,347	8,277	8,224	8,169	8,129	8,058	8,004	7,949	7,907	7,835		
1 給水収益	8,121	8,184	8,180	8,065	8,027	7,957	7,904	7,848	7,808	7,738	7,683	7,629	7,566	7,515		
1 給水加入金	192	152	110	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144		
3 その他	176	187	202	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176		
2 営業外収益	795	764	768	762	751	742	732	721	704	693	681	668	655	622		
3 特別利益	4	433	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>2 水道事業費用 B</b>	<b>8,811</b>	<b>7,857</b>	<b>8,307</b>	<b>8,316</b>	<b>8,500</b>	<b>8,306</b>	<b>8,721</b>	<b>8,790</b>	<b>8,490</b>	<b>8,746</b>	<b>8,712</b>	<b>8,724</b>	<b>8,891</b>	<b>8,738</b>		
1 人件費	7,318	7,332	7,851	7,894	8,108	7,941	8,377	8,480	8,170	8,430	8,400	8,414	8,379	8,421		
2 委託料	1,001	1,001	1,024	990	991	993	994	996	997	999	1,000	1,002	1,003	1,005		
3 薬品費	1,093	1,088	1,183	1,138	1,337	1,327	1,416	1,381	1,318	1,283	1,216	1,212	1,205	1,207		
4 動力費	88	82	84	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76		
5 修繕費	367	341	375	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362		
6 減価償却費	893	757	944	1,048	1,038	826	1,049	1,130	877	1,115	1,014	1,067	1,030	1,021		
7 資産減耗費	3,507	3,544	3,676	3,788	3,816	3,877	3,940	4,006	4,052	4,110	4,134	4,183	4,229	4,277		
8 その他	84	206	120	164	160	152	212	180	158	157	270	185	144	144		
2 営業外費用	345	313	446	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328		
1 支払利息	522	496	436	423	391	365	344	330	320	316	311	311	312	317		
2 その他	491	444	431	391	360	334	312	298	288	284	280	279	280	285		
3 特別損失	31	52	5	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32		
4 特別損失	971	28	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>繰上利益剰余金(△未処理欠損金) A-B</b>	<b>477</b>	<b>1,863</b>	<b>983</b>	<b>832</b>	<b>599</b>	<b>713</b>	<b>234</b>	<b>100</b>	<b>343</b>	<b>6</b>	<b>△ 27</b>	<b>△ 107</b>	<b>△ 129</b>	<b>△ 280</b>		
<b>1 水道事業資本的収入 C</b>	<b>2,242</b>	<b>3,000</b>	<b>4,740</b>	<b>2,821</b>	<b>3,401</b>	<b>2,883</b>	<b>3,163</b>	<b>2,817</b>	<b>3,077</b>	<b>2,542</b>	<b>2,339</b>	<b>2,417</b>	<b>2,600</b>	<b>2,472</b>		
1 企業債	1,351	1,652	2,761	1,927	2,290	2,268	2,317	2,229	2,248	2,063	2,164	2,143	2,293	2,165		
2 国庫補助金	23	279	91	37	108	121	168	88	80	25	26	15	25	34		
3 他会計繰入金	803	1,043	1,735	749	894	385	570	392	640	345	40	150	173	164		
4 その他	65	25	152	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109		
<b>2 水道事業資本的支出 D</b>	<b>6,838</b>	<b>9,657</b>	<b>12,357</b>	<b>7,775</b>	<b>8,779</b>	<b>8,630</b>	<b>8,668</b>	<b>8,235</b>	<b>7,927</b>	<b>7,239</b>	<b>7,522</b>	<b>7,376</b>	<b>7,894</b>	<b>7,679</b>		
1 建設改良費	4,743	6,492	9,956	5,451	6,446	6,387	6,558	6,271	6,156	5,532	5,919	5,874	6,309	6,962		
2 企業債償還金	2,094	2,165	2,311	2,324	2,334	2,242	2,109	1,964	1,771	1,707	1,602	1,503	1,385	1,317		
3 その他	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>資本的収支不足額(△は不足額) E C-D</b>	<b>△ 4,596</b>	<b>△ 5,657</b>	<b>△ 7,617</b>	<b>△ 4,953</b>	<b>△ 5,378</b>	<b>△ 5,747</b>	<b>△ 5,504</b>	<b>△ 5,417</b>	<b>△ 4,850</b>	<b>△ 4,697</b>	<b>△ 5,182</b>	<b>△ 4,959</b>	<b>△ 5,094</b>	<b>△ 5,208</b>		
<b>補償財源計 F</b>	<b>12,784</b>	<b>13,650</b>	<b>12,573</b>	<b>9,530</b>	<b>9,019</b>	<b>8,303</b>	<b>8,802</b>	<b>5,474</b>	<b>4,507</b>	<b>3,807</b>	<b>3,324</b>	<b>2,335</b>	<b>1,646</b>	<b>744</b>		
1 繰越利益剰余金	9,873	10,844	9,112	7,321	7,095	6,459	5,327	4,621	3,575	2,999	2,823	1,924	1,252	527		
2 繰越利益剰余金加分額	2,120	477	1,863	953	892	599	713	234	100	343	6	0	△ 35	△ 64		
3 当年度利益剰余金	477	1,863	953	832	599	713	234	100	343	6	△ 27	△ 107	△ 129	△ 280		
4 繰越工事資金	0	0	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5 消費税調整額	313	465	482	424	494	533	527	519	490	459	522	519	558	582		
6 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>資金残高 E+F</b>	<b>8,188</b>	<b>7,992</b>	<b>4,956</b>	<b>4,576</b>	<b>3,642</b>	<b>2,556</b>	<b>1,297</b>	<b>57</b>	<b>△ 343</b>	<b>△ 890</b>	<b>△ 1,858</b>	<b>△ 2,624</b>	<b>△ 3,447</b>	<b>△ 4,464</b>		
<b>企業債残高</b>	<b>25,828</b>	<b>25,315</b>	<b>25,835</b>	<b>25,438</b>	<b>25,394</b>	<b>25,420</b>	<b>25,628</b>	<b>25,893</b>	<b>26,371</b>	<b>26,726</b>	<b>27,288</b>	<b>27,928</b>	<b>28,837</b>	<b>29,685</b>		
<b>有収水量(千円)</b>	<b>36,460</b>	<b>36,726</b>	<b>36,452</b>	<b>36,183</b>	<b>35,988</b>	<b>35,656</b>	<b>35,397</b>	<b>35,131</b>	<b>34,935</b>	<b>34,605</b>	<b>34,345</b>	<b>34,087</b>	<b>33,884</b>	<b>33,551</b>		
<b>企業債充当率(対上水道建設改良費)</b>	<b>29.9%</b>	<b>26.0%</b>	<b>28.7%</b>	<b>36.0%</b>	<b>36.0%</b>	<b>36.0%</b>	<b>36.0%</b>	<b>36.0%</b>	<b>37.5%</b>	<b>37.5%</b>	<b>37.5%</b>	<b>37.5%</b>	<b>37.5%</b>	<b>37.5%</b>		
<b>企業債残高対給水収益比率</b>	<b>318%</b>	<b>309%</b>	<b>318%</b>	<b>315%</b>	<b>318%</b>	<b>319%</b>	<b>324%</b>	<b>330%</b>	<b>338%</b>	<b>345%</b>	<b>355%</b>	<b>368%</b>	<b>380%</b>	<b>395%</b>		

※数値は項目ごとに四捨五入しているため、端数処理の関係で内訳の合計が合計の数値と合わない場合がある。

## 第9章 事後検証・フォローアップ

### 9-1.重要業務指標（KPI）

重要業務指標（KPI：Key Performance Indicators）は、本ビジョンの中心となる9つの主要事業の実行性を確保するとともに、その達成状況をお客さまにわかりやすくお知らせすることができるよう目標として設定するものです。設定する指標は、事業の進捗状況がわかりやすく把握できるよう局独自の指標（局指標）を設定するとともに、他事業者等との比較などができるよう日本水道協会によって規格化された「水道事業ガイドライン(JWWAQ 100:2016)に基づく業務指標（PI）」（Performance Indicatorの略称、以下「PI」という。）を活用しています。

表 10 目標年度における重要業務指標（KPI）

指標No.	重要業務指標	現在値	目標値		長期目標	対応する主要事業
		R2	R8	R13	R53	
1	【局指標】 バックアップ率（%）	62.7	69.1	76.3	100 (R22)	No.14 浄水場再整備事業 No.30 基幹浄水場連絡管整備事業
2	【局指標】 基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率（%）	23.1	76.9	100 (R10)	-	No.30 基幹浄水場連絡管整備事業
3	【局指標】 耐震診断実施率（%）	20.6	94.1	100 (R10)	-	No.22 水道施設耐震化事業
4	【PI：B602】 浄水施設の耐震化率（%）	23.4	23.6	33.2	79.6	No.14 浄水場再整備事業 No.22 水道施設耐震化事業
5	【PI：B603】 ポンプ所の耐震化率（%）	51.6	51.6	53.8	89.1	No.22 水道施設耐震化事業 No.20 水道施設更新事業
6	【PI：B604】 配水池の耐震化率（%）	30.6	47.0	56.0	85.6	No.22 水道施設耐震化事業 No.20 水道施設更新事業
7	【PI：B605】 管路の耐震管率（%）	12.6	19.3	24.4	65.0	No.30 基幹浄水場連絡管整備事業 No.31 重要給水施設配水管整備事業 No.32 老朽管更新事業
8	【PI：B606】 基幹管路の耐震管率（%）	43.6	47.5	51.1	83.7	No.30 基幹浄水場連絡管整備事業 No.31 重要給水施設配水管整備事業 No.32 老朽管更新事業
9	【PI：B607】 重要給水施設配水管路の耐震管率（%）	37.9	63.8	70.1	100	No.31 重要給水施設配水管整備事業
10	【局指標】 津波・浸水対策実施率（%）	0.0	100 (R7)	-	-	No.24 水道施設津波・浸水対策事業
11	【局指標】 土砂災害対策実施率（%）	0.0	100 (R6)	-	-	No.26 水道施設土砂災害対策事業
12	【局指標】 停電対策実施率（%）	39.1	73.9	100	-	No.28 水道施設停電対策事業
13	【局指標】 施設の更新率（%）	0.0	2.6	5.5	55.1	No.14 浄水場再整備事業 No.20 水道施設更新事業
14	【PI：B504】 管路の更新率（%）	1.36	1.00	1.00	1.00	No.31 重要給水施設配水管整備事業 No.32 老朽管更新事業

※目標値及び長期目標の（ ）書きは、目標年度前に目標値が達成される見込みの年度

## 9-2.経営状況の見える化（経営指標の予測）

本市では、経営の状況や課題等を的確に把握するとともに、お客さまに対してわかりやすく説明するため、総務省が主導して作成・公表している「経営比較分析表」を活用し、経営指標を用いた経営状況の見える化を推進しています。

経営状況の見える化は、経営比較分析表を活用することにより、経年比較や他事業者との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を明確かつ簡明に把握することが可能となります。

本ビジョンでは、経営的な視点から経営状況や課題等をより明確に把握するため、5年後、10年後の経営指標値を予測しました。

表 11 目標年度における経営指標の予測

課題分類		課題をはかりとる指標	現在値	予測値		長期予測	
			R2	R8	R13	R53	
経営の健全性・効率性	収益性	① 経常収支比率 (%)	118.42	101.14	107.15	100.08	
		② 累積欠損金比率 (%)	0	0	0	0	
	財務状況	流動性	③ 流動比率 (%)	215.30	64.58	83.33	61.16
		安全性	④ 企業債残高対給水収益比率 (%)	318.05	329.93	345.88	396.26
	生産性	⑤ 料金回収率 (%)	112.71	95.74	102.19	95.14	
		⑥ 給水原価 (円/㎡)	197.59	233.34	240.79	431.68	
	施設の効率性	⑦ 施設利用率 (%)	55.78	51.94	50.09	48.06	
		⑧ 有収率 (%)	86.50	89.85	89.86	89.88	
施設の状況	老朽化	⑨ 有形固定資産減価償却率 (%)	46.63	49.43	52.79	28.46	
		⑩ 管路経年化率 (%)	26.20	38.25	50.06	-	
		⑪ 管路更新率 (%)	1.36	1.00	1.00	1.00	

※R13 及び R53 の予測値は、R9 以降の資金不足に対する財源確保の取り組みを実施した場合の予測値。

## 9-3. 将来像の実現に向けて

### 9-3.1. 実施計画の策定

本ビジョンにおける各事業は、基本理念である「未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～」を踏まえた50年後の「いわきの水道」への歩みを進めるために今後10年間の道筋を示しています。これらの事業を着実に実施していくため、本ビジョンの下、10年間の『実施計画』を策定し、将来像の実現に向けた取り組みを推進します。また、事業をより効率的かつ効果的に推進するために、毎年度、事業の成果と効果の点検評価を行い、実施計画の見直しを行います。



図 26 ビジョンと実施計画の関係

### 9-3.2. 経営効率化の取り組み

本市では、水道事業を取り巻く社会情勢の変化や多様化・複雑化するお客さまニーズ等を的確にとらえ、安定した水道サービスを提供するため、これまでも小規模施設の統廃合等による維持管理費の削減を進めるとともに、効率的な組織体制の構築や浄水場運転管理業務の民間委託、水道料金に関わる営業部門業務の包括委託による人件費の削減、さらには企業債借入の抑制による支払利息の縮減を図るなど、経営効率化の取り組みを推進してきました。

本ビジョンに掲げた目指すべき将来像への歩みを効率的に進めることを目指し、今後も直面する課題や新たな課題に柔軟に対応していくため、具体的な事業を施策体系に取り込み、経営効率化に取り組んでいくものとしています。

表 12 経営効率化の取り組みと対応する事業

経営効率化の取り組み	事業名
水道施設の適正化・効率化の取り組み	No.15 水道施設のダウンサイジングの検討
	No.16 水道施設の効率的な運用
	No.38 漏水防止対策事業
水道施設の更新需要等経費節減の取り組み	No.15 水道施設のダウンサイジングの検討（再掲）
	No.36 水道施設長寿命化計画の推進
	No.57 発生抑制を主眼とした3Rの推進と適正処理
財源確保及び業務改善の取り組み	No.45 将来の事業環境を見据えた水道料金制度の検討
	No.46 財政収支計画の推進
	No.47 企業債管理の適正化
	No.48 アセットマネジメントの活用推進
	No.49 財政支援等の要望と新たな財源確保の推進
	No.50 新たな官民連携による業務改善の検討
	No.51 業務改善の推進
効率的な組織体制構築の取り組み	No.53 ICT活用による業務の効率化の検討
	No.43 効率的な組織機構の検討と適切な人員管理
	No.44 職員教育の充実と求められる技術力の確保

### 9-3.3. 推進体制

本市では、将来像の実現を推進していくために、PDCAにより事業の進捗管理と事業効果の点検評価を行い、改善策等を翌年度以降の計画や予算に反映させることで継続的な改善・見直しを図っていきます。

事業の実施状況や経営状況については、経営の透明性を図ることを目的として、さまざまな手法でお客様に公表するとともに、水道事業経営審議会に報告し、ご意見をいただきながら今後の事業運営に反映していきます。

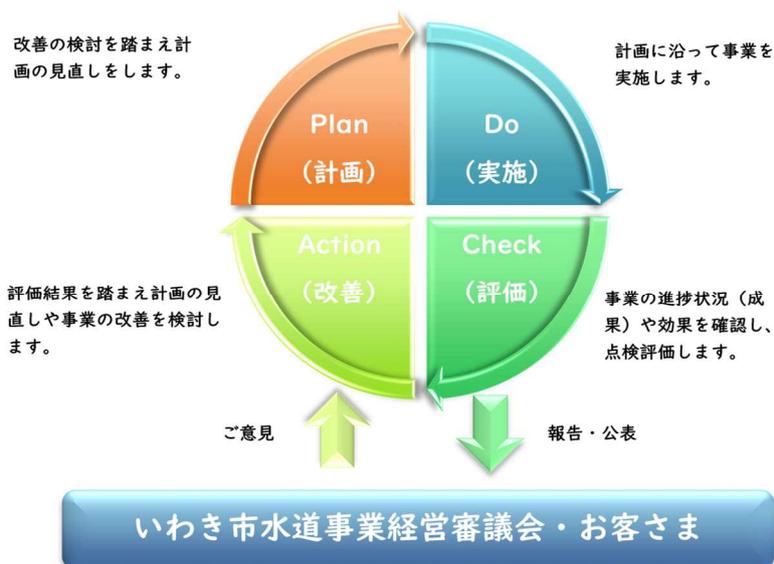


図 27 ビジョンの推進体制（PDCA サイクル）

### 9-3.4. 今後の見直しスケジュール

本ビジョンを効率的かつ効果的に推進するため、5年目の令和8年度にそれまでの事業の進捗状況や効果、目標の達成状況、財政収支計画を検証し、6年目以降の目標等の見直しを行います。



図 28 ビジョンの見直しスケジュール

